



とうべつこども

ひらり
HIRARI
計画



～こどもの未来のために～



当別町

はじめに

近年、我が国では、少子化の加速、こどもの貧困、児童虐待等のこどもを取り巻く環境は深刻化しており、こどもたちや子育てをする保護者への支援として保育所等の育児基盤や育児休業制度の整備などが進められてきました。

また、こどもに関する政策等を総合的に担うため、「こども家庭庁」を創設し「こどもまんなか社会の実現」に向けた取組が進められています。

当別町においては、「チャイルドファースト」の精神と、こどもを含め町民の皆様が身体的・精神的・社会的に良い状態であり包括的に幸福な状態(ウェルビーイング)であることを目指し、町の将来を託すこどもたちをしっかりと育むために、こどもたちが必要とする診療科の誘致による町内医療提供体制をはじめ、デジタル教材の整備やとうべつ学園の開校など義務教育の充実や認定こども園おとぎのくに園舎建替えの支援などに取り組んできました。

この「とうべつこども ^{ひらり}HIRARI計画～こどもの未来のために～」は、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づく市町村こども計画として策定するものであり、当別町では、第3期当別町子ども・子育て支援事業計画等こどもに関連する計画を包含するものとして策定し、今後はこの計画の基本理念である「全てのこどもが未来を拓き、幸せを感じて豊かに暮らせるまち 当別」の実現に向けて、こども・若者に関する施策に取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力をいただきました当別町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、計画策定にあたって各種アンケート調査への協力やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただきました町民の皆様、そのほか多くの関係者の方々に心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

当別町長 後藤 正洋

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の名称	3
6 計画の策定体制	4
7 こどもまんなか社会に向けた国の動き	6
第2章 当別町の現状と課題	8
1 当別町のこどもや子育てを取り巻く環境	8
2 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	14
3 こども・若者の意見聴取結果	19
4 子育て当事者等の意見聴取結果	20
5 現状の課題とまとめ	23
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的な方針	27
3 基本目標	28
4 施策体系	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1 全てのこどもの権利を大切にする環境の充実	31
基本目標2 こどもの成長に応じた切れ目のない支援の充実	37
基本目標3 安心してこどもを生み育てられる環境の充実	43
基本目標4 こどもと子育て家庭を地域一体となって支える支援の充実	50
基本目標5 配慮を必要とするこどもへの支援の充実	52
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画	54
1 第3期子ども・子育て支援事業計画について	54
2 教育・保育提供区域の設定	54
3 こどもの人口推計	55
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	56
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	58
6 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保方策	68
7 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の質の向上	68
第6章 計画の推進・管理体制	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の管理体制	69

資料編	72
1 当別町子ども・子育て会議委員名簿と審議経過等	72
2 こども・若者の意見聴取結果	75
3 子育て当事者等の意見聴取結果	82
4 パブリックコメントの実施結果	89
5 こども大綱「こども施策に関する重要事項」等	90
6 用語解説	91

※「こども」と「子ども」の表記について

本計画において、「こども」の表記は、こども基本法にならい、原則として「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」等、法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の事業名や組織名等の固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

全国におけるこどもを取り巻く状況として、少子化の加速、こどもの貧困、児童虐待等、状況は深刻化しています。また、就労する女性の増加等による女性の社会進出が進んだことにより、仕事と育児等を両立するための支援、保育所等の育児基盤や育児休業制度の整備等が進みましたが、支援が充実しているとはいえない状況があります。

こうした状況の中、国においては、複数の省庁にまたがり分断されていたこどもに関する政策や支援を統合的に担うことを目指し、令和5年に「こども家庭庁」を創設し、こどもを中心とした社会づくりを進めています。また、全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現することを目的とした「こども基本法(令和4年法律第77号)」が施行されています。

こども基本法では、こども施策を総合的かつ一体的に推進するため、従来の「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」を一元的に定めた「こども大綱」を国が策定することが明記され、令和5年12月に、次元の異なる少子化対策を実現するために掲げた「こども未来戦略」とあわせて「こども大綱」が閣議決定されています。

当別町においては、「チャイルドファースト」を掲げ、町の将来を託すこどもたちをしっかりと育むために、一体型義務教育学校「とうべつ学園」の開校や、デジタル教材の整備、様々な場面でこどもの意見を発表する機会を設ける等、「チャイルドファースト」の実現に向けた様々な取組を実施しています。

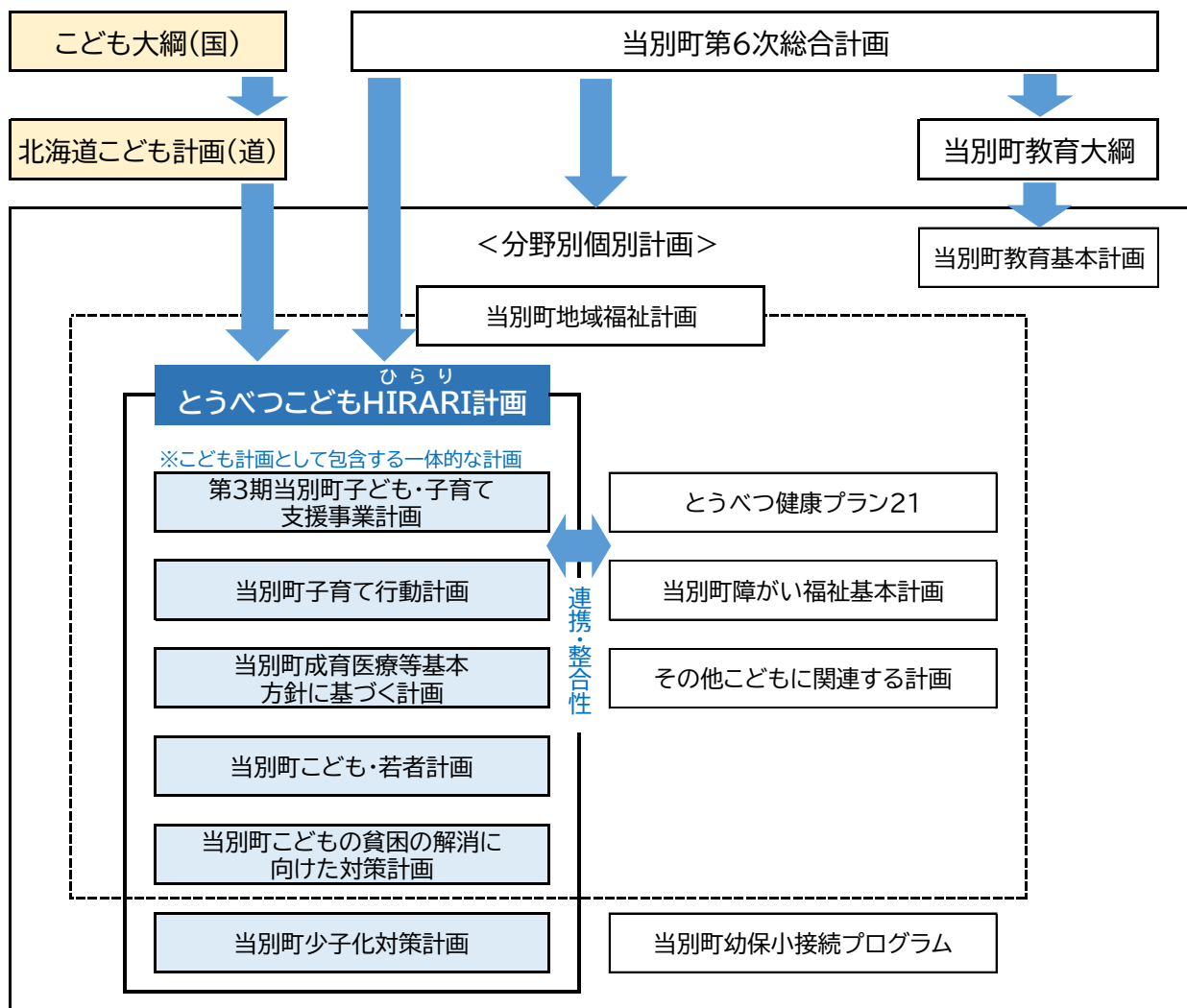
令和6年度をもって第2期当別町子ども・子育て支援事業計画が終了することや、これらの国の動向や当別町の現状を踏まえ、こども基本法に基づいて、第3期当別町子ども・子育て支援事業計画等の関連する個別計画を包含する、当別町のこども施策を総合的に推進するための「とうべつこども ^{ひらり} HIRARI計画～こどもの未来のために～」を令和7年度より策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づき策定する「市町村こども計画」に位置付けられ、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第4条に基づく「少子化に対処するための施策」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)第5条に基づく「成育医療等基本方針に基づく計画」を包含した一体的な計画です。

なお、当別町においては、こども施策をより実効性のあるものとするため、こども基本法や子ども・子育て関連三法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)のみならず、保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えることから、当別町第6次総合計画及び関連する分野別個別計画との整合・連携を図ります。

<計画の位置付け図>



3 計画の期間

本計画は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

ただし、町内の需給の状態が当初の見込みと大きく乖離^{かいり}している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					とうべつこどもひらりHIRARI計画				
第2期当別町子ども・子育て支援事業計画									
		中間見直し		計画策定			中間見直し		計画策定

4 計画の対象

本計画の対象は、主に、生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、おおむね18歳までのこども、若者、その家庭とします。

なお、こどもとは「心身の発達の過程にある者」とし、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないようにします。

また、若者については、法律上の定義はなく、こどもと若者は重なり合う部分もあるため、若者の支援施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

5 計画の名称

本計画の名称「とうべつこども ひらり HIRARI計画～こどもの未来のために～」には、こども・若者の意見を反映しています。令和6年11月に実施した TOWNミーティング参加者から名称を募集し、当別町子ども・子育て会議での審議を経て決定しました。

計画には、当別町の全てのこども・若者の明るい未来へ向けて、「ひらり」と軽やかに羽ばたけるようにという願いが込められています。

6 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

当別町では本計画策定の基礎資料とするため、令和6年6月10日から6月30日までの期間において、3つのアンケート調査を実施しました。

調査方法について、ア)及びウ)のアンケート調査は、郵送により配付し、郵送・WEBにより回収しています。また、イ)のアンケート調査は、小・中学生(こども・保護者向け)は各学校を通じて配付し、16歳(こども・保護者向け)は郵送により配付しており、回答はいずれも郵送・WEBにより回収しています。

ア) 子ども・子育て支援事業等に関するニーズ調査(以下「ニーズ調査」という。)

調査対象	配付数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
就学前児童保護者	338	185	54.7
小学生保護者	378	190	50.3

○調査の目的

教育・保育サービスへの利用意向や子育て支援施策に関するニーズ等を把握する

○調査の内容

保護者の就労状況、日ごろの子育て環境、子ども・子育て支援事業や教育・保育施設の利用状況及び利用希望等

イ) こどもの生活に関する実態調査(以下「生活実態調査」という。)

調査対象	配付数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
小学2年生(保護者)	81	61	75.3
小学5年生・中学2年生(保護者)	169	76	45.0
小学5年生・中学2年生(こども)	169	146	86.4
16歳(保護者)	92	28	30.4
16歳(こども)	92	31	33.7

○調査の目的

日ごろの生活や子育ての状況等を把握する

○調査の内容

保護者:家族形態、就労状況、子育て、経済状況、制度の利用状況等

こども:放課後の過ごし方、生活状況、学校や勉強、ヤングケアラー等

ウ) こども・若者の意識や生活等に関する調査(以下「こども・若者調査」という。)

調査対象	配付数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
17歳(高校3年生相当)~29歳	1,602	294	18.4

○調査の目的

町内で生活するこどもや若者が抱える不安・悩みや将来に関する考え、支援ニーズ等を把握する

○調査の内容

日ごろの生活や考え、悩みごとや相談先、自立や就労、結婚や子育て、少子化対策等

(2)子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、こどもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を審議するため、学識経験者、子育ての当事者(保護者)や支援者、保育・教育関係者等から構成する「当別町子ども・子育て会議」にて、計画の内容について審議しました。

(3)こども・若者の意見聴取の実施 (TOWNミーティングの場の活用)

こども基本法第11条では、「こども施策を策定する際には、当該こども施策の対象となるこどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」とされています。

計画の策定にあたり、こども・若者の意見を聴き計画に反映させることを目的として、例年、社会教育課で実施しているTOWNミーティングの場を活用し、こども・若者の意見聴取を実施しました。

(4)子育て当事者等の意見聴取の実施

こども基本法第11条では、「こども施策を策定する際には、こどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」とされています。

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を聴き計画に反映させることを目的として、当別町子ども・子育て会議委員へこども施策等に対する意見聴取を実施しました。

(5)パブリックコメントの実施

町のホームページ等で計画案を町民の皆さんに公表し、町民の意見を計画案へ反映させるために令和7年1月11日から2月10日までの期間で、パブリックコメント<一般・こども向け>を実施しました。

※(2)~(5)の詳細は、後段「資料編」(72~89ページ)に記載しています。

7 こどもまんなか社会に向けた国の動き

近年は全国的に、人口減少や少子高齢化の進行が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いている現状を踏まえ、国では、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な動きがあります。

こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」の策定までの流れについて、以下のとおり整理しています。

子供の貧困対策に関する大綱(第2次) 閣議決定

<令和元年(2019年)11月>

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱
- ・「現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築」を目指すことを定めている。

少子化社会対策大綱(第4次) 閣議決定

<令和2年(2020年)5月>

- ・少子化社会対策基本法に基づく大綱
- ・「希望出生率 1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることを基本的な目標とする。

子供・若者育成支援推進大綱(第3次) 子ども・若者育成支援推進本部決定

<令和3年(2021年)4月>

- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱
- ・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族に対する支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援が基本的な方針として定めている。

○ こども基本法が成立 <令和4年(2022年)6月> ※施行は令和5年4月

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。

全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

そのなかで、市町村はこども計画を作成することが努力義務されているとともに、こども施策の策定・実施・評価に、こども・こどもを養育するもの等の意見を反映させるための必要な措置を講じることが示されています。

○ こども家庭庁 発足 <令和5年(2023年)4月>

「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁を発足しています。

これまで、別々に推進されてきた「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」の3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

(これに伴い、3つの大綱は廃止されています)

◎ こども大綱 閣議決定 <令和5年(2023年)12月>

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱で、「全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そのための基本的な方針として、次の6つを掲げています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながらともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望を実現する。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

○ こどもまんなか実行計画 こども推進会議で決定 <令和6年(2024年)5月>

こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランです。

こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策等を提示しています。

第2章 当別町の現状と課題

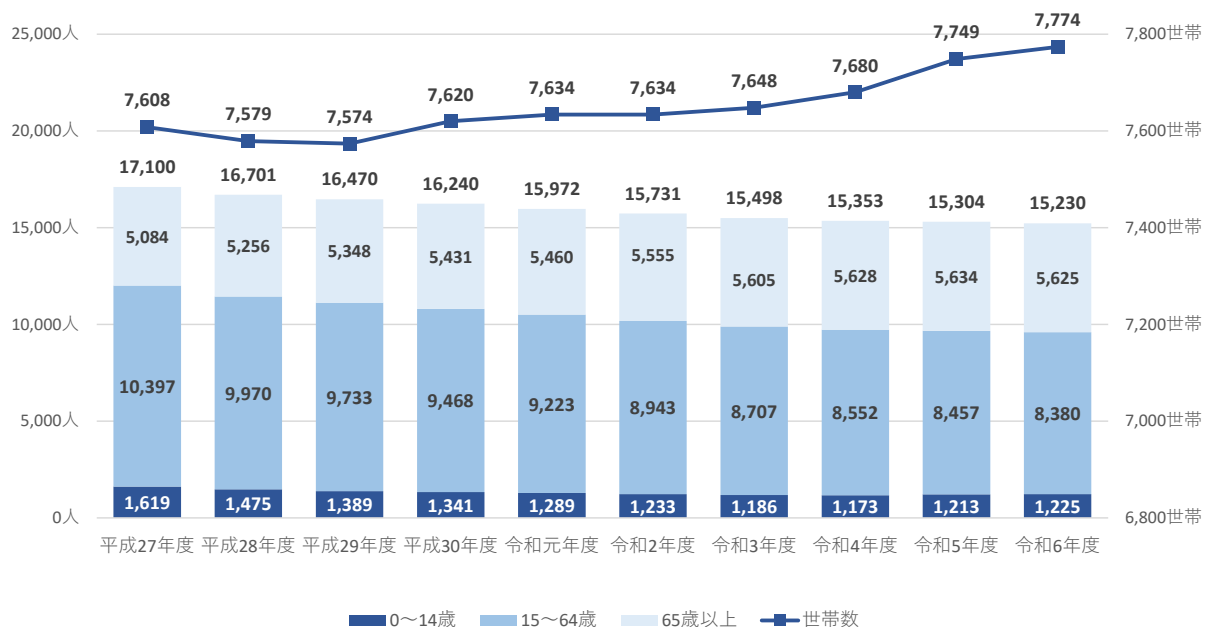
1 当別町のこどもや子育てを取り巻く環境

(1)人口と総世帯の状況

当別町の人口は、減少傾向となっています。また、令和2年度以降の年齢3区分をみると、15歳未満人口は近年1,200人前後で推移し、15歳～64歳人口は減少傾向、65歳以上人口は5,600人前後で推移しています。

一方、世帯数は平成30年度から増加傾向にあり、令和4年度から大幅に増加し令和6年度は7,774世帯となっています。

人口と年齢3区分、世帯数の推移

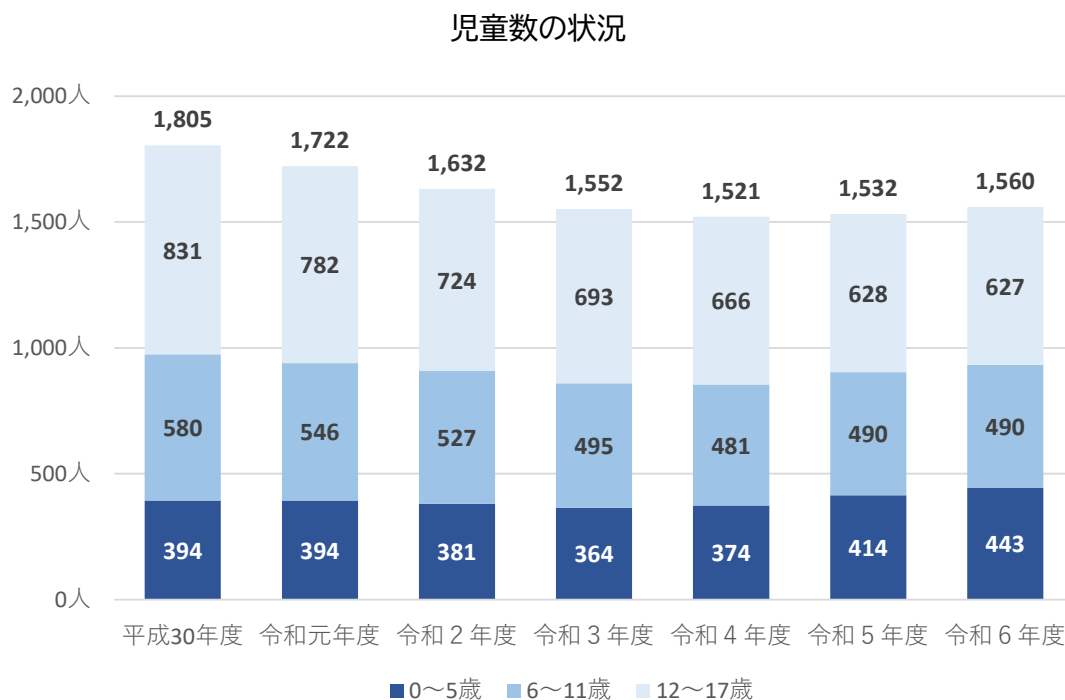


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 児童数の状況

当別町の0～17歳の児童数は、令和4年度までは減少傾向でしたが、以降増加傾向にあり、令和6年度においては1,560人となっています。このうち、0～5歳は443人、6～11歳は490人、12～17歳の児童数は627人となっています。

令和4年度から令和6年度にかけて0～5歳の児童数が増えていることから、町として推進している当別町への移住施策により子育て世帯が流入し、児童数が増えていることが考えられます。

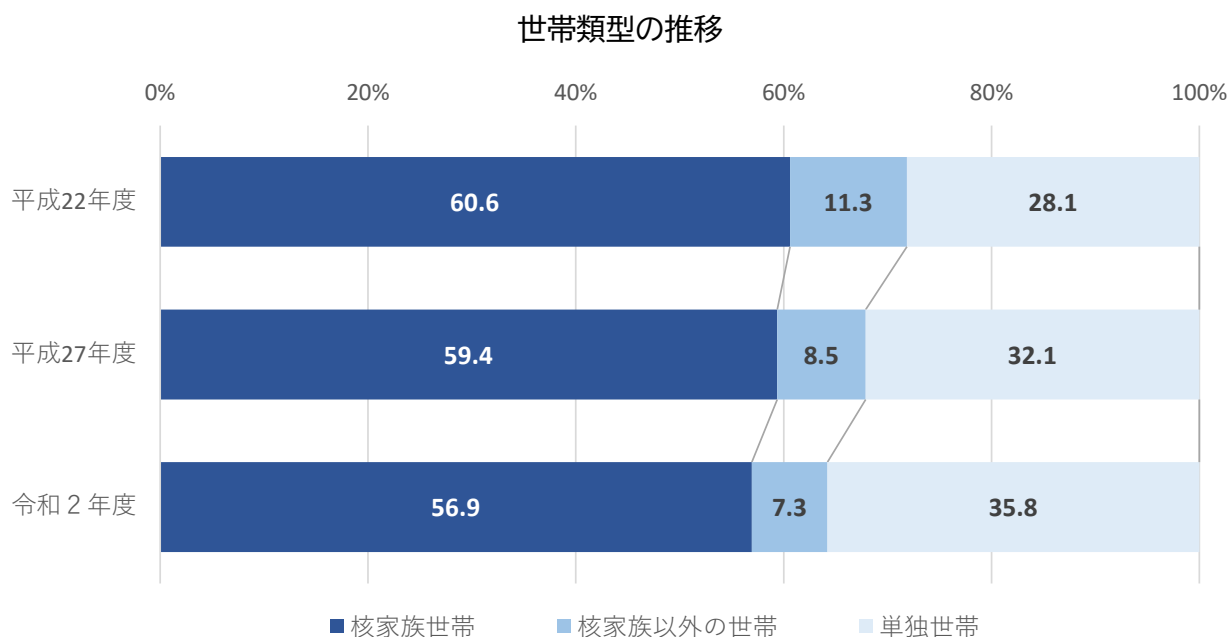


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3)世帯類型の変化

当別町の世帯類型の変化は、「核家族世帯」や「核家族以外の世帯」が減少傾向であるのに対し、「単独世帯」が増加しており、全世帯数に占める「単独世帯」の割合は令和2年度には35.8%となっています。

結婚に対する価値観の多様化による婚姻率の低下や、高齢化に伴う配偶者との死別等により単独世帯が増加している可能性があります。



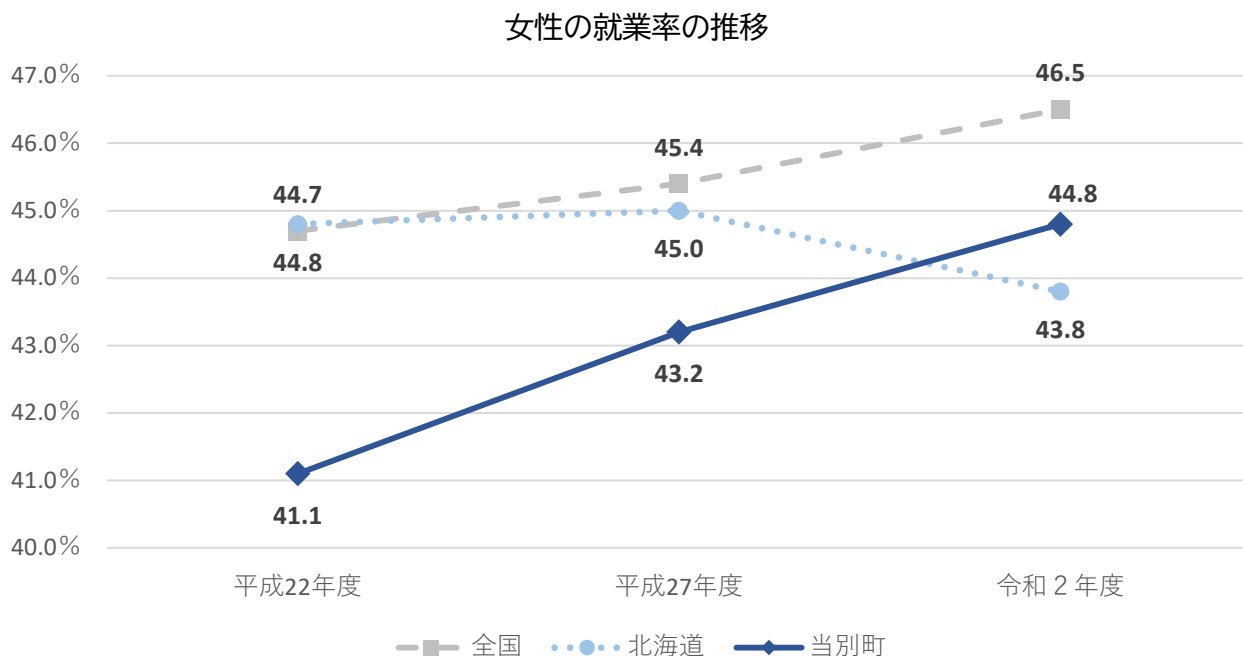
資料：国勢調査

※核家族世帯：「夫婦のみの世帯」、「夫婦とその未婚の子のみの世帯」、「ひとり親とその未婚の子のみの世帯」

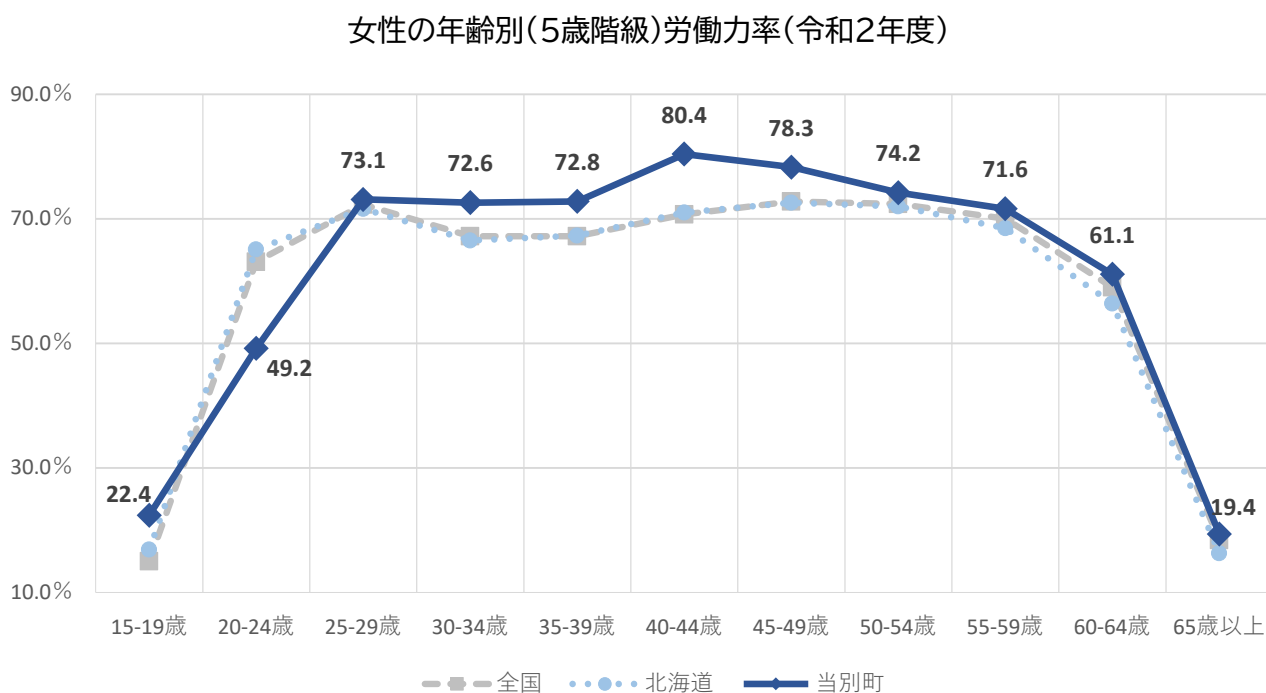
※核家族以外の世帯：「夫婦とその両親の世帯」、「三世代の世帯」等

(4)女性の就業状況

当別町の女性の就業率は、増加傾向となっており、令和2年度には北海道の43.8%を上回り、44.8%となっています。仕事と子育ての両立支援が進んでいること、経済面での安定を求めていること等から、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。



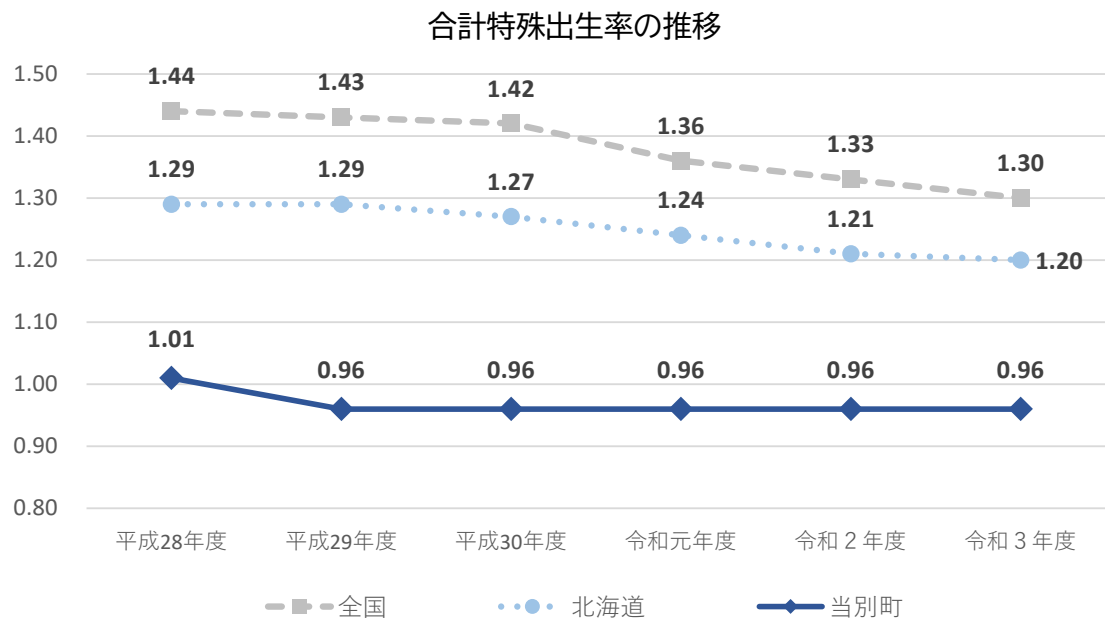
当別町の女性の年齢別労働力率は、全国及び北海道と比較すると、20-24歳を除く全ての年齢層で高く推移しています。



※労働力率:15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口が占める割合

(5) 合計特殊出生率の状況

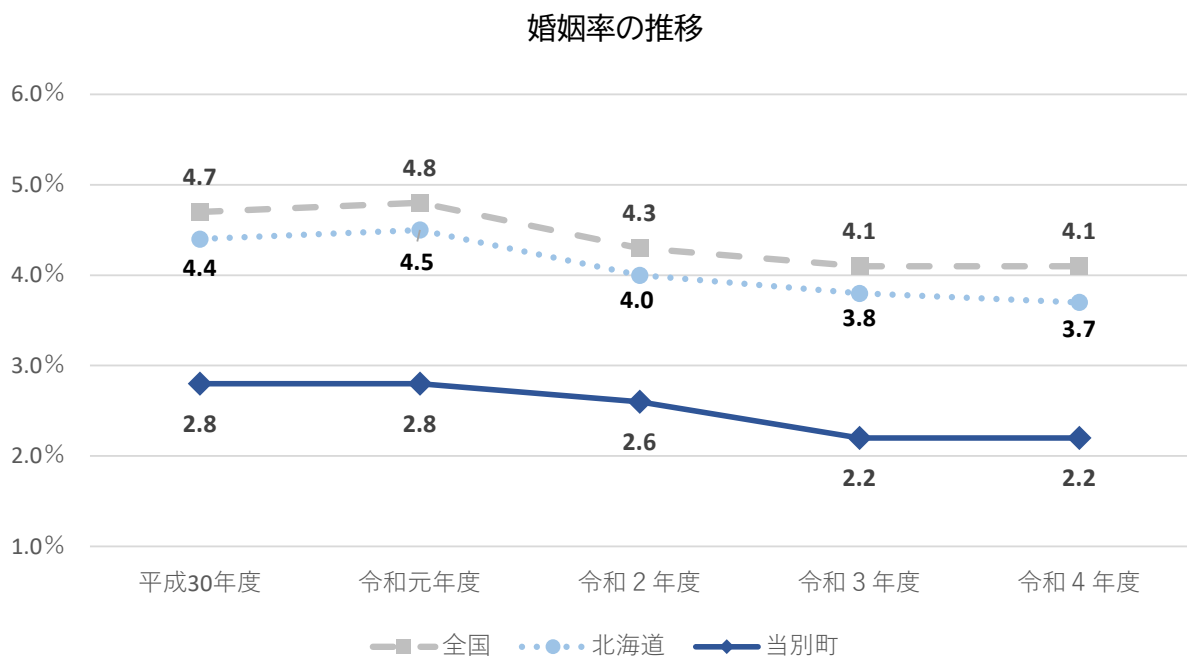
近年の当別町の合計特殊出生率は、0.96で推移しており、全国及び北海道と比較すると低い値となっています。



資料：人口動態調査、石狩地域保健情報年報、地域保健情報年報
 ※合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの
 （1人の女性が一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する指標）

(6) 婚姻率の状況

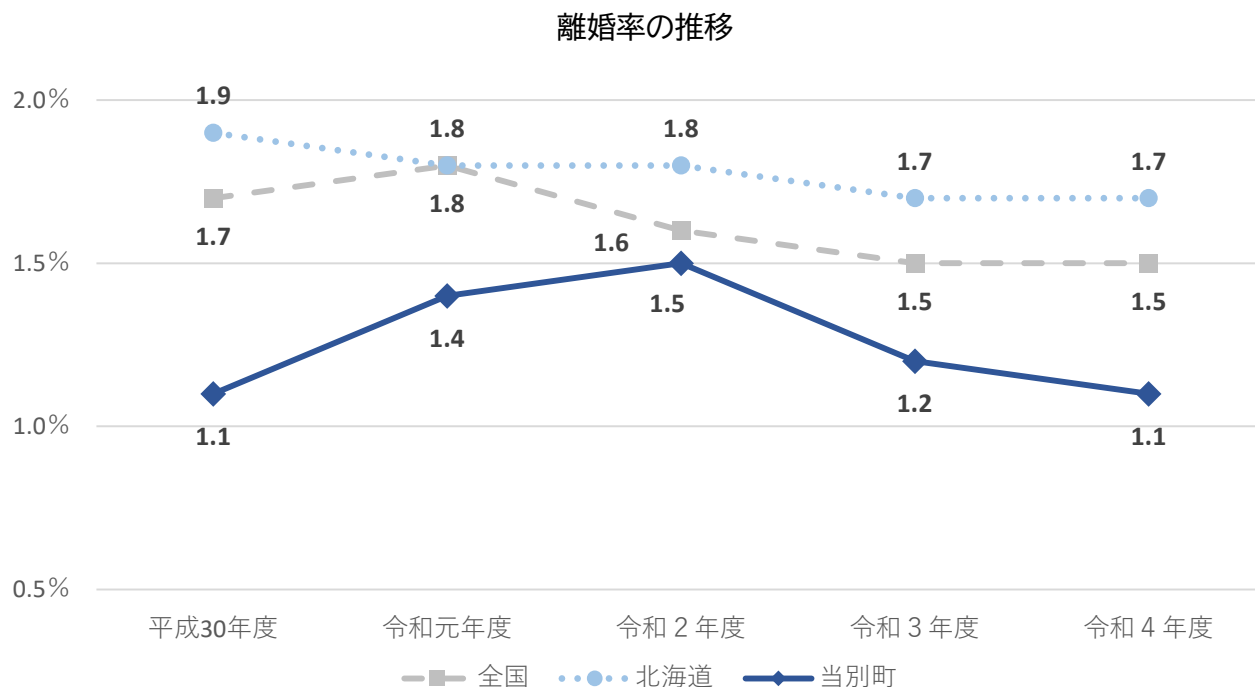
当別町の婚姻率は、全国及び北海道の値よりも低く、令和4年度は2.2%となっています。また、減少傾向は当別町に限らず、全国及び北海道でも同様の傾向となっています。



資料：人口動態調査、住民基本台帳（各年10月1日現在）

(7)離婚率の状況

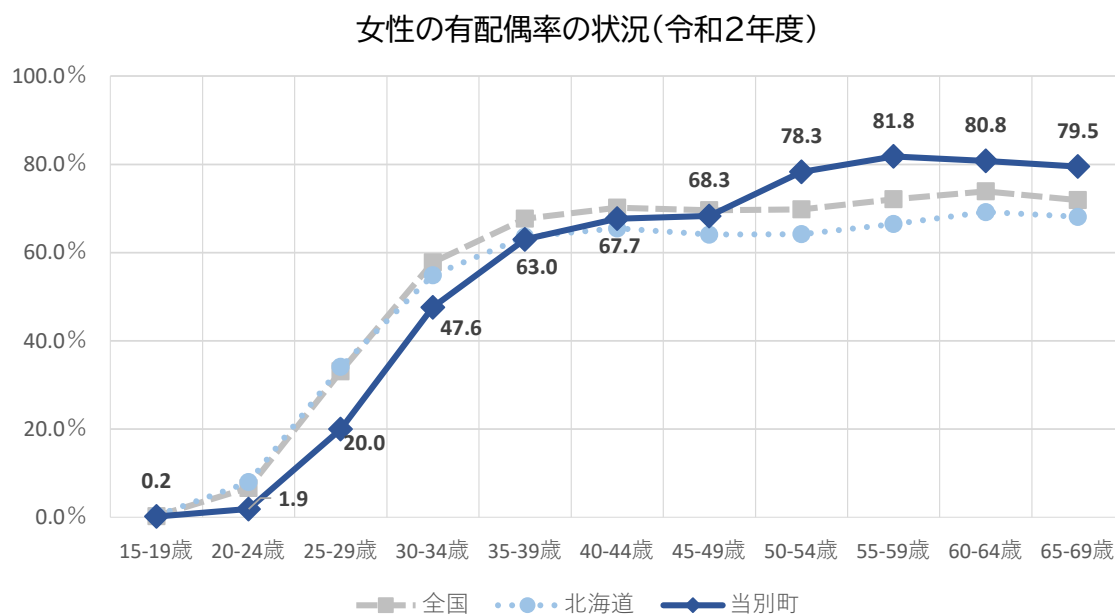
当別町の離婚率は、令和2年度をピークに減少傾向にあり令和4年度は平成30年度と同水準となっています。また、全国及び北海道の値と比較すると、令和2年度からの減少率は当別町が最も大きくなっています。



資料：人口動態調査、住民基本台帳(10月1日)

(8)女性の有配偶率の状況

女性の有配偶率は、30代前半までは、全国及び北海道と比較すると低い値で推移していますが、30代後半以降は同程度となっており、50代以降は全国及び北海道の値よりも高い値で推移しています。



資料：国勢調査

2 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第2期当別町子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)では、基本理念「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」を実現するため、施策を展開してきました。

事業の実施状況は、「A 順調に実施できている」が67.9%、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が25.6%、「C 事業の実施が遅れている」が5.1%、「D 未実施(事業を終了した)」が1.3%となっており、ほぼ全ての事業が計画どおりに進んでいる状況です。

基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

基本目標1では、子育ての主体者である保護者が家庭の状況やこどもの発達に応じた子育てができるよう、親と子の健康づくり、子育て支援センターの充実、経済的支援等、家庭における子育てを支援する取組を進めてきました。

第2期計画期間の事業の実施状況は、「A 順調に実施できている」が84.2%、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が13.2%、「D 未実施(事業を終了した)」が2.6%となっています。

女性の社会進出や就労形態が多様化している状況から「保護者交流会等の参加者が年々減少している」、「子育て相談等の内容が複雑化している」等新たな課題が生じており、様々なニーズを持つ子育て世帯に対して、適切な支援を提供することが求められます。

具体的施策ごとの事業の実施状況は、以下のとおりです。

基本 目標	主要施策	具体的施策	事業 数	評価			
				A 順調に実施 できている	B 課題はあるが、 概ね順調に実施 できている	C 事業の実施が 遅れている	D 未実施(事業 を終了した)
(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり							
1 親と子の健康を守る体制 の充実	①健康診査・予防接種の充実	8	6	1	0	1	
	②健康診断・健康教育の充実	7	6	1	0	0	
	③医療体制と情報提供の充実	4	4	0	0	0	
	小計	19	16 84.2%	2 10.5%	0 0.0%	1 5.3%	
2 保護者の悩みの軽減やリ フレッシュのための交流 機会の充実	①保護者のリフレッシュや社会活動 の支援	2	1	1	0	0	
	②保護者の交流機会の充実	1	1	0	0	0	
	小計	3	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	
3 子育てに関する相談体制・情報提供の充実	①子育てに関する相談体制の充実	3	2	1	0	0	
	②子育てに関する情報提供の充実	2	2	0	0	0	
	小計	5	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	
4 特に援助を要する子ども や家庭への情報の提供や 支援の充実	①障がい児や発達に遅れ、不安の ある子どものいる家庭への支 援の充実	6	5	1	0	0	
	②ひとり親家庭などへの支援の 充実	2	2	0	0	0	
	小計	8	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	
5 経済的支援	①医療費などの支援の充実	1	1	0	0	0	
	②教育・保育費などの支援の充実	2	2	0	0	0	
	小計	3	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
合計		38	32 84.2%	5 13.2%	0 0.0%	1 2.6%	

基本目標2 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

基本目標2では、多様な保育サービスの提供及び放課後児童対策の充実、子育てに配慮した職場環境の整備促進等、子育てと仕事の両立を支援する取組を進めてきました。

第2期計画期間の事業の実施状況は、「A 順調に実施できている」が70.0%、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が20.0%、「C 事業の実施が遅れている」が10.0%となっています。

保育教諭等有資格者を継続して確保し、研修への参加を促進して質の高い教育・保育サービスを認定こども園及び子どもプレイハウスにおいて充実させ、子育て世帯が子育てと仕事を両立することができる体制を継続させることが求められます。

具体的施策ごとの事業の実施状況は、以下のとおりです。

基本 目標	主要施策	具体的施策	事業 数	評価			
				A 順調に実施 できている	B 課題はあるが、 概ね順調に実施 できている	C 事業の実施が 遅れている	D 未実施(事業 を終了した)
(2)子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり							
1 多様な教育・保育サービ スの充実	①教育・保育環境の充実	3	3	0	0	0	
	②多様な保育事業の充実	3	3	0	0	0	
	小計	6	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
2 放課後における児童の健 全育成事業の充実	①子どもプレイハウスの充実	2	1	1	0	0	
	②障がい児の放課後児童対策の充実	1	0	0	1	0	
	小計	3	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	
3 子育てと仕事を両立でき る職場環境の整備	①働き続けることができる環境の 整備促進	1	0	1	0	0	
	小計	1	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	
合計		10	7 70.0%	2 20.0%	1 10.0%	0 0.0%	

基本目標3 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

基本目標3では、公共施設、公園、安全な道路環境の整備等、子どもや子育てに優しい環境づくりに努めるとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進する取組を進めてきました。

第2期計画期間の事業の実施状況は、「A 順調に実施できている」が57.1%、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が28.6%、「C 事業の実施が遅れている」が14.3%となっています。

こどもや子育て家庭が安全安心に暮らせるようにこどもの遊び場を確保するとともに、公園や緑地環境、道路環境の修繕及び整備について、計画的に実施することが求められます。

具体的施策ごとの事業の実施状況は、以下のとおりです。

基本 目標	主要施策	具体的施策	事業 数	評価			
				A 順調に実施 できている	B 課題はあるが、 概ね順調に実施 できている	C 事業の実施が 遅れている	D 未実施(事業 を終了した)
(3)子どもや子育てに優しい生活環境づくり							
1 子どもの視点に立った遊 び場の整備や交流機会の 確保	①地域の活動拠点の確保	2	2	0	0	0	
	②公園・緑地などの整備の推進	1	0	0	1	0	
	③居場所づくりの充実	1	1	0	0	0	
	小計	4	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	
2 子どもや子育てに配慮し たまちづくり	①子どもや子育てに配慮した施設 整備の推進	1	0	1	0	0	
	②安心して外出できる交通機関の 確保	1	1	0	0	0	
	③子どもを犯罪などの被害から守 るための活動の推進	1	0	1	0	0	
	小計	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	
合計		7	4 57.1%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	

基本目標4 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

基本目標4では、「社会を背負う、世界にも通用する「知・徳・体」を備えた人」の育成を目指し、学校・家庭・地域の連携を図り、総合的な教育と健全育成を推進し、また、当別町固有の豊かな自然環境を生かした教育や豊かな知性や情操を育てる教育を促進する取組を進めてきました。

第2期計画期間の事業の実施状況は、「A 順調に実施できている」が50.0%、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が38.9%、「C 事業の実施が遅れている」が11.1%となっています。

地域住民が当事者意識をもって集い、地域の教育力が十分に発揮できる組織体制づくりを進めること、多様化する児童生徒への指導に対応するための体制づくりが課題となっており、教育に携わる人だけではなく地域全体で教育に携わる意識の醸成、人材の確保を行い問題の未然防止の啓発に努めることが求められます。

具体的施策ごとの事業の実施状況は、以下のとおりです。

基本 目標	主要施策	具体的施策	事業 数	評価			
				A 順調に実施 できている	B 課題はあるが、 概ね順調に実施 できている	C 事業の実施が 遅れている	D 未実施(事業 を終了した)
(4)子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり							
1 就学前教育の充実	①就学前教育の充実	1	1	0	0	0	
	小計	1	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
2 就学児童・生徒の教育・ 相談体制の充実	①教育・相談体制の充実	6	5	1	0	0	
	②関係機関の連携の強化	2	0	2	0	0	
	③学校施設・設備の整備	1	0	1	0	0	
	小計	9	5 55.6%	4 44.4%	0 0.0%	0 0.0%	
3 多様な活動・体験機会の 確保	①PTA活動の推進	1	0	1	0	0	
	②スポーツ活動の推進	2	1	1	0	0	
	③文化活動の推進	2	1	0	1	0	
	④地域活動の促進	3	1	1	1	0	
	小計	8	3 37.5%	3 37.5%	2 25.0%	0 0.0%	
合計		18	9 50.0%	7 38.9%	2 11.1%	0 0.0%	

基本目標5 子どもや子育てに関する意識づくり

基本目標5では、家庭における男女共同参画の考え方を普及していくとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりを進め、子育て家庭への支援の輪を広げる取組を進めてきました。

第2期計画期間の事業の実施状況は、「A 順調に実施できている」が33.3%、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が66.7%となっています。

具体的施策ごとの事業の実施状況は、以下のとおりです。

基本 目標	主要施策	具体的施策	事業 数	評価			
				A 順調に実施 できている	B 課題はあるが、 概ね順調に実施 できている	C 事業の実施が 遅れている	D 未実施(事業 を終了した)
(5)子どもや子育てに関する意識づくり							
1 家庭と地域の「子育て力」 の育成・強化	①地域の子育て支援	2	1	1	0	0	
	②男女共同参画による子育ての促進	1	0	1	0	0	
	小計	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	
	合計	3	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	

基本目標6 子どもの権利を尊重する意識づくり

基本目標6では、「児童の権利に関する条約」、「児童虐待防止」の普及・啓発、子どもの視点や意見をまちづくりに反映させる取組を進めてきました。

第2期計画期間の事業の実施状況は、「B 課題はあるが、概ね順調に実施できている」が100%となっています。

具体的施策ごとの事業の実施状況は、以下のとおりです。

基本 目標	主要施策	具体的施策	事業 数	評価			
				A 順調に実施 できている	B 課題はあるが、 概ね順調に実施 できている	C 事業の実施が 遅れている	D 未実施(事業 を終了した)
(6)子どもの権利を尊重する意識づくり							
1 児童の権利を尊重する 社会の育成	①「児童の権利に関する条約」の普及及び児童虐待対応の強化	2	0	2	0	0	
	小計	2	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	合計	2	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	

全事業の実施状況

総合計は以下のとおりです。

	事業数	評価			
		A 順調に実施できている	B 課題はあるが、概ね順調に実施できている	C 事業の実施が遅れている	D 未実施(事業を終了した)
総合計	78	53 67.9%	20 25.6%	4 5.1%	1 1.3%

3 こども・若者の意見聴取結果

こども基本法第11条では、「こども施策を策定する際には、こども・若者の意見を反映するために必要な措置を講ずるもの」とされています。

社会教育課が実施するTOWNミーティングの場を活用し、「これからも住み続けたいと思える当別町ってどんなまち？」をテーマに参加者から意見聴取し、以下のとおり対応しました。

※意見聴取の詳細は、後段「資料編」(75～81ページ)に掲載しています。

■意見概要

全3回のミーティングで出されたこども・若者の意見を大きく分類すると、次のとおりです。

○当別らしさが残り続けるまち

- ・自然が豊かで身近にある(自然や野生の動物が多い、空気がきれい、とうべつ学園校舎に当別町産の木材が使われている)
- ・美味しい食べ物がある(当別の食材であるお米や野菜、学校給食が美味しい、当別ブランドを増やしてもっと広めて欲しい)
- ・とうべつ花火大会(きれいな花火大会が身近にあり、友達と一緒に楽しめる)
- ・夏のお祭り(身近にあり、友達と一緒に楽しめる)
- ・総合体育館、西当別コミュニティーセンター等スポーツができる施設がある(施設が身近にあり自由に使える、ボールなどを借りることができる、使用料が安い)
- ・図書館施設が整っている
- ・きれいな公園がたくさんある

○若者が集うまち

- ・若い世代が中心になり、人口が増えて欲しい(若い世代が多いと活気が出る)
- ・自然を活かしたイベント施設があるまち
- ・交流人口を増やす(当別に行きたいと思えるようなモノ、コトがある)
- ・電車の本数が増えて欲しい(特に昼間の時間帯)

○親切なまち

- ・みんなが住みやすくなって欲しい
- ・充実した生活を送れるようになって欲しい

■これからも住み続けたいと思える当別町ってどんなまち？

「みんなが親切で若者が集う、当別らしさが残り続けるまち」

＜施策展開のキーワード＞

- ・身近にある魅力をより良くして未来へ残す
- ・豊かな自然を大切にする
- ・様々な美味しい食べ物をもっと広める
- ・交流人口を呼び込む

本計画の基本目標3「安心してこどもを
を生ま育てられる環境の充実」、主要
施策(4)暮らしやすいまちづくりの推
進へ反映します。

4 子育て当事者等の意見聴取結果

こども基本法第11条では、「こども施策を策定する際には、こどもを養育する者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるもの」とされています。

当別町では、子育て当事者等で構成する子ども・子育て会議委員から意見聴取し、以下のとおり対応しました。

■意見への対応状況

- | | |
|--------------------|-----|
| (1)計画案へ反映するもの | 11件 |
| (2)事業実施段階等で参考とするもの | 29件 |
| (3)反映できないもの | 7件 |

■主な意見内容、町の考え方等

※その他意見等は、後段「資料編」(82～88ページ)に掲載しています。

(1)計画案へ反映するもの

項目	意見	考え方等
公園等	・公園等野外の活動場所の充実について、優先的に取り組むべき。 ・いつどんなふうに修繕されるのかが目に見えてわからないので、ずっと直っていない認識につながるのもあると思う。	・令和7年度に当別町公園施設長寿命化計画の見直しを予定しており、計画に基づき都市公園の修繕等を行います。遊具の更新は、地域の小学生等にアンケートを取り、満足度の高いものとなるよう取り進めます。 ・どの公園がいつ修繕されるのかわかるよう、広報・ホームページ等で周知します。 ※基本目標1「全てのこどもの権利を大切にする環境の充実」、主要施策(3)居場所づくりへ反映します。
産後ケア	・産後ケアの更なる充実について、優先的に取り組むべき。 ・産後のケアとは、妊産婦に対するものか、新生児に対するものかを見極める必要がある。	・児の成長・発達や健康は、妊娠期から産後までの母親の心身の健康状態や過ごし方の他、環境や家庭内のサポート体制等に大きく影響を受け、妊産婦の抱える不安や悩みも様々です。 ・個々の状況を把握し、包括的に寄り添った支援やケアをする必要があると考えるため、事業実施時や支援時に反映します。 ※基本目標3「安心してこどもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(1)こどもと親の健康を守る体制の充実へ反映します。

項目	意見	考え方等
子育てに関する情報発信	・こどもができて初めて知る施策や制度が多いので、こどもがいない若者にも積極的に子育てに関する情報を発信していくべき。 ・町の公式LINEをもっと活用すべきと考える。パツとみたときに妊婦さん向け、子育てママ向けのページへ飛べると今こんなイベントがあるんだ等、自分の悩みを解決できそうな場所へつながることができる。	・広報・ホームページ、子育てガイドブックについて、見やすさや内容の工夫等を行い、より効果的に広く周知します。 ・町の公式LINE等のSNSの他、子育てアプリ等を活用し、必要な情報を必要な方に届けられるよう積極的な情報発信に努めます。 ※基本目標3「安心してこどもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(3)子育てに関する協力体制の充実へ反映します。
移住定住(Uターン)	・若い世代に住み続けてもらうよりも、町外に一度転出しても、当別町に戻り子育てをしたいと思える環境を作っていくことが重要。	・関係部署と情報共有するとともに、子育て環境の充実について検討します。 ※基本目標3「安心してこどもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(4)暮らしやすいまちづくりの推進へ反映します。
住宅取得に係る支援助成	・移住促進にもなり、大変素晴らしい取組である。	・住宅取得に係る支援は令和4年1月から実施しており、子育て世帯が転入する等、一定の効果が出ています。 ・令和6年4月からは新たに中古住宅の購入も対象とする等制度を拡大しており、一定のニーズがあることから事業を継続して実施します。 ※基本目標3「安心してこどもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(5)少子化対策と経済的支援へ反映します。
高等学校等生徒の通学交通費助成<再掲>	・移住促進にもなり、大変素晴らしい取組	・令和6年度から新たに実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。 ※基本目標3「安心してこどもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(5)少子化対策と経済的支援へ反映します。

(2)事業実施段階等で参考とするもの

項目	意見	考え方等
公園	・新しい公園や施設を作ることではなく、今ある公園や施設を維持していくことが大切。	・今後、計画の見直しや施設の修繕・更新を実施する場合に参考とします。
交通	・江別、札幌方面への移動が今よりも低コスト、短時間でできるといい。	・現時点では、低コストかつ短時間での移動手段の確保は難しい状況ですが、利用ニーズに沿った利便性の高い公共交通の構築を目指します。 ・町民のニーズを踏まえつつ、JR北海道への要望等を検討します。
出産祝い金 (現在実施なし)	・1人目から出産祝い金があるといい。 ・3人目のお子さんが生まれたら、出産祝い金があるといい。	・関係部署で情報共有し、事業実施段階にあたっては効果的な手法等を検討します。 ・関係部署で情報共有し、事業実施段階にあたっては効果的な手法等を検討します。
町民アイデアを反映するシステムの確立	・町民全体でこどもを見守る意識が高まり、町民のアイデアが施策に反映されるシステムが確立するとよいのではないかな。	・事業実施段階等で参考とします。
高等学校等生徒の通学交通費助成 <再掲>	・高校の交通費補助の増額に取り組むべき。 ・1万円を超える額の2/3の助成だが、学校によって助成が変わるのではなく、一律5千円の支給の方が助かる。当別地区と西当別地区での差もあり、助成を受けられない家庭が多い。	・今後の事業実施にあたり参考とします。 ・今後の事業実施にあたり参考とします。

(3)反映できないもの

項目	意見	考え方等
子育て短期支援事業	・子育て短期支援事業のさらなる充実(要件の緩和や利便性の向上等)について、検討するべき。	・保護者が病気や出産時、育児疲れ等の際、一時的に家庭で養育することができなくなった時に、宿泊を伴う預かりをする事業です。 ・こどもの保護を適切に行うことができる児童養護施設や養育里親が預かり先となります。これまで利用実績はありませんが、児童の養育を適切に行うために必要な事業と考えます。 ・広報・ホームページ、子育てガイドブックにより周知し、必要な時に利用してもらえる体制を継続して整備します。

5 現状の課題とまとめ

当別町のこどもや子育て環境を取り巻く状況やアンケート調査結果、こども・若者や子育て当事者からの意見聴取結果等から当別町の現状と課題を整理し、以下の支援が必要であると考えます。

こどもの居場所の在り方

こどもは遊びを通じて自主性・創造性・協調性等を身に付け、心身ともに健やかに成長することから、こどもが自由に遊べる場所、小さなこどもから小・中学生、高校生、若者が集まることができるような居場所づくりが求められています。

当別町では、学校施設の開放やスポーツ教室など様々な居場所づくりに取り組んでいるところですが、こどもの発達や成長に応じて求める居場所は異なることから、利用者に応じて選択できる環境を整えていく必要があると考えます。

こども・若者のために、町としてどの施設を優先して環境を整えるのか、関係部署で連携して方向性を検討する必要があります。分類ごとでは次のように考えています。

○公園施設

ニーズ調査及びこども・若者調査結果では、早期に公園遊具の修繕を求める意見が多くありました。町として、令和7年度に当別町公園施設長寿命化計画を見直すことを予定していることから、公園施設の修繕・更新について、計画的に進めていきます。

○児童館

ニーズ調査では、「町に児童館ができた場合に利用したい」と回答した就学前児童保護者と小学生保護者は7割を超えていますが、「利用したいけど利用できない」との回答は就学前児童保護者で13.5%と小学生保護者で9.5%ありました。その理由としては、「平日は一度帰宅してから利用することが難しい」「プレイハウスを利用するため、習い事をしているため、児童館を利用できない」との回答がありました。

一方で、町が旧当別小学校で試行実施した「チャレンジ児童館」では、実利用児童数は少なかったものの利用児童全員が「楽しかった。また利用したい」と満足度は高い状況であったことから、児童館についてこどもの居場所として重要度は高いと考えますが、今後、西当別地区で試行実施する等、当別町としての児童館の在り方について引き続き検討します。

○屋内遊戯施設

ニーズ調査では、日曜日・休日に利用できるこどもの遊び場について聞いたところ、「屋内遊戯施設など遊び場の整備」と回答した割合が最も多く、就学前児童保護者は67.6%、小学生保護者は51.6%となりました。その他の選択肢で多かった回答は、「公園など野外の活動場所の更なる充実」「総合体育館・コミュニティーセンターなど自由にスポーツができる場所の更なる充実」の順で回答が多かった状況です。

また、他の設問で、「屋内遊戯施設を当別町に整備した場合、(平日も利用可能ですが)日曜日・休日にぜひ利用したい」と回答した方に、「どのように(誰と)利用したいか」を聞いたところ、「家族と利用したい」「こどもの友達と一緒に利用したい」の順で回答が多くあり、家族と一緒に利用したい、友達と一緒に利用したい場所としての傾向が見えました。

○総合体育館、西当別コミュニティーセンター

こども・若者の意見聴取では、「放課後や休日に、総合体育館や西当別コミュニティーセンターでスポーツをするために利用する」「図書館で本を借りたり、勉強したりしている」等の声が多く聞かれました。このようなことから、こども・若者にとって身近な居場所となっていることがわかりました。

● 優先的に取り組むべき子育て支援や少子化対策

女性の就業状況について、全国的に見ても就業率は増加傾向にあります。当別町でも同じ傾向ですが、全国や北海道の状況と比べると就業率は急激に増加しています。

ニーズ調査及びこども・若者調査において「子育て支援や少子化対策を進めるうえで、行政に期待すること」の設問では、いずれの調査結果でも「子育て支援・保育環境整備の更なる充実」が最も多く、次いで「教育環境の充実」「妊産婦の支援の更なる充実」が多くなっています。

同様の2調査で、「行政が優先的に取り組むべき妊産婦の支援」の設問では、いずれの調査結果でも、「産後ケアの更なる充実」「妊産婦家庭への家事援助や育児支援等の実施」「不妊治療への支援の充実」が多くなっています。

さらに、「行政が優先的に取り組むべき子育て支援・保育環境整備」の設問について、ニーズ調査では「公園など野外の活動場所の充実」「屋内遊戯施設の整備」が多くなっており、こども・若者調査では「困った時(不定期)にこどもを預けられるサービスの拡充」「公園など野外の活動場所の充実」「子育てがしやすい賃貸住宅など居住環境の整備」「医療体制の充実」が多くなっています。

このようなことから、今後子育てをするであろう若者世代や子育て世帯では、「子育て支援・保育環境整備の更なる充実」を求めており、ライフスタイルの多様化に伴い、行政に求める子育て支援ニーズも、より多様化していくことがうかがえます。

● 教育環境の更なる充実

当別町では、全町立学校でデジタル黒板や児童・生徒に対して1人1台端末及びAIドリルの導入等のデジタル教材の整備を進めており、質の高い教育環境を提供しています。

また、ニーズ調査及びこども・若者調査において「子育て支援や少子化対策を進めるうえで、行政に期待すること」の設問では、いずれの調査結果でも「教育環境の充実」と答えた割合が多く、子育てをする保護者や若者が行政に教育環境の充実を求めていることがわかります。

児童・生徒の悩みや困りごとが多様化しており、教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする様々なスタッフで連携・協力しながら、教育環境の更なる充実を進めていく必要があります。

● 交通機関の整備、冬場の雪対策

当別町は、札幌市に隣接していること、雪が多いこと等が特徴的な地域です。

アンケート調査結果では、当別町に住み続けるためには、「交通機関の利便性」「雪対策の充実」が上位に挙げられていることから、札幌市へのアクセスのしやすさ、冬場の暮らしやすさを改善することが、当別町への定住を促進する重要な要素と考えられます。

町内の交通機関には、札幌市中心部まで運行しているJR札沼線や、当別と札幌市北区あいの里を結ぶ、ふれあいバスがあります。ふれあいバスでは、バスの位置情報や混雑状況を知ることができるアプリ「とべナビ」を導入するなど、利便性の向上に努めています。町内に複数の交通機関があることでニーズにあった移動手段を選択できる他、JRが運休となった際にもふれあいバスが運行することで移動の足を確保しています。今後も利用者のニーズに沿った利便性の高い公共交通の構築を目指します。

冬場の雪対策について、当別町では早めの排雪を実施し、大雪でも安心・安全な道路交通の確保に努めており、除雪については令和6年度よりGPSを導入し、効率的な除雪を進めています。

他の市町村ではなく、当別町に住むことを選択してもらえよう、こども中心の施策や子育て世帯を支援する施策の充実だけではなく、当別町に住む人がより住みやすく、より暮らしやすくなるよう、当別町の地域性に応じた対策が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

当別町では、「チャイルドファースト」を掲げ、町の将来を託す子どもたちをしっかりと育んでいくことが何より大事であると考えています。

また、こども基本法では、「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指しており、当別町においても、町の将来を担う子どもたちが、自ら未来を切り拓き、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、全てのこどもや子育て家庭へ必要な支援を提供する必要があります。

そのため、本計画では、第2期計画の基本理念「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」を継承しつつ、こども基本法の趣旨と当別町が目指す方向性を踏まえ、「全てのこどもが未来を拓き、幸せを感じて豊かに暮らせるまち 当別」を基本理念とします。

その実現のために、行政をはじめ、家庭、地域、そして子どもたち自身もそれぞれの役割を果たしながら連携・協力を図り、地域一体となってこどもを支え合う仕組みを築いていく計画とします。

基本理念

全てのこどもが未来を拓き、
幸せを感じて豊かに暮らせるまち 当別

2 基本的な方針

こども基本法第10条第2項では、「市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めること」とされています。

さらに、こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活をおくることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、全てのこども・若者とその家庭への支援を総合的に推進しています。

当別町では、本計画の策定及びこども・若者への施策の推進にあたり、第2章で明らかになった当別町の現状と課題を踏まえること、さらにこども大綱に基づく6つの基本的な方針のうち、当別町では特に以下の「3つの基本的な方針」を掲げ、施策を推進します。

(1) こども・若者の権利と最善の利益を図る

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こども・若者について多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

(2) こども・若者の意見表明と参加・参画

こども・若者が自らのことについて意見を持ち、その意見を表明することや、社会に参画することは、社会への影響力を発揮することにつながります。

こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見※を年齢や育ちに応じて尊重し、安全に安心して意見を述べることを町全体に広く発信するとともに、意見を述べるができる場や機会をつくり、参画につながる環境づくりを行います。

※意見とは、言語化されるものだけではなく、広く気持ちや考えを含みます。こどもの年齢や発達に応じて、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションなど、様々な形で発する思いや願いをくみ取るための配慮について研究していきます。

(3) こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する

乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として自分らしく社会生活をおくることができるようになるまでのこどもの成長過程は、その置かれた環境やこどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

こども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で、切れ目なく重なり合いながら、地域一体となって支えます。

3 基本目標

基本理念である「全てのこどもが未来を拓き、幸せを感じて豊かに暮らせるまち 当別」を実現するために、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 全てのこどもの権利を大切にする環境の充実

こども・若者は、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

そのこども・若者について、多様な人格を持つ個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

あらゆる場面において全てのこども・若者の権利を保障し、こども・若者の意見を発達程度に応じて尊重し、安全に安心して意見を述べることを町全体に広く発信するとともに、意見を述べるができる場や機会をつくり、参画につながる環境づくりに取り組みます。

また、成育環境等によって差別的扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守るとともに、生きる力を育む教育環境の充実を図ります。

基本目標2 こどもの成長に応じた切れ目のない支援の充実

乳幼児期から学童期、思春期、青年期におけるこどもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりのこども・若者や子育てをする保護者の幸せにつながることはもとより、まちの将来の担い手を育成するという未来への投資と考えられます。

こどもの心身の育ちや状況にあわせた多様な関わりの中で、必要となる支援が切れることがないよう、質の高い教育・保育環境や多様な活動や体験機会を提供します。

基本目標3 安心してこどもを生み育てられる環境の充実

家庭はこどもが健やかに育つ基本的な場であり、子育てをする中で生じる不安や負担感を持つ子育て家庭に対する支援の充実を進めるため、親とこどもの健康づくり、子育て施策の充実、経済的支援等、子育て家庭に対する支援を推進します。

また、子育てをする保護者が孤立することがないように、産前・産後の支援を強化し、妊娠前から妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組み等の環境づくりを充実させます。

基本目標4

こどもと子育て家庭を地域一体となって支える支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化が進むことで、こどもや子育て家庭が地域から孤立することがないように、こどもの育ちを保護者だけに任せるのではなく、関係機関が協力しながら地域全体がこどもの育ちを支えていく必要があります。

こどもや子育て家庭が、地域から充実した支援を受けられるよう、身近な地域での交流の機会や気軽に相談できる窓口を充実させることに努める等、地域一体となってこどもと子育て家庭を支える体制を推進します。

基本目標5

配慮を必要とするこどもへの支援の充実

近年のこどもや子育て家庭を取り巻く状況は多様化しており、様々な配慮を必要とするこどもや子育て家庭は増えています。

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、全てのこどもの権利が等しく尊重され健やかに成長できるよう、関係機関と連携を取りながら、配慮を必要とするこどもや子育て家庭が抱える様々な課題を早期に発見し、解決へ導き、全てのこどもが安心して暮らすことができる支援を進めます。



4 施策体系

本計画の施策体系については、以下のとおりです。

【基本理念】

～全てのこどもが未来を拓き、幸せを感じて豊かに暮らせるまち 当別～

基本目標1
～全てのこどもの権利を
大切にする環境の充実～

主要施策(1)こどもの権利を保障する社会づくり

具体的施策 ①「児童の権利に関する条約」の普及 ②こどもの権利の普及啓発

主要施策(2)こども・若者の意見表明と参加・参画

具体的施策 ①こども・若者の意見聴取と反映 ②こどもの意見発表の場の提供

主要施策(3)居場所づくり

具体的施策 ①地域の活動拠点の確保 ②公園・緑地等の整備の推進
③こどもの居場所づくり

基本目標2
～こどもの成長に応じた
切れ目のない支援の充実～

主要施策(1)幼児教育・保育環境の充実

具体的施策 ①幼児教育・保育の充実 ②多様な保育事業の充実

主要施策(2)こどもの生きる力を育む教育の充実

具体的施策 ①教育の充実と体験教育の推進 ②多様な活動・体験機会の充実

主要施策(3)安全・安心にこどもが暮らせる環境の充実

具体的施策 ①こどもに配慮した施設整備の推進 ②交通機関の確保
③こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

主要施策(4)こども・若者が未来を拓くための支援の充実

具体的施策 ①若者に関する相談体制の充実 ②商工会と連携した就労支援
③結婚を希望する方への支援

基本目標3
～安心してこどもを生み育て
られる環境の充実～

主要施策(1)こどもと親の健康を守る体制の充実

具体的施策 ①健康診査・予防接種の充実 ②健康相談・健康教育の充実
③医療体制と情報提供の充実

主要施策(2)仕事と子育てを両立させるための支援

具体的施策 ①働き続けることができる環境の整備促進

主要施策(3)子育てに関する協力体制の充実

具体的施策 ①保護者のリフレッシュや社会活動の支援
②子育てに関する相談体制の充実
③子育てに関する情報提供の充実

主要施策(4)暮らしやすいまちづくりの推進

具体的施策 ①みんなが親切で若者が集う、当別らしさが残り続けるまちづくり
の推進

主要施策(5)少子化対策と経済的支援

具体的施策 ①少子化対策 ②こどもを育てるために必要な費用の支援の充実
③安定した生活へ向けた支援

基本目標4
～こどもと子育て家庭を地域一
体となって支える支援の充実～

主要施策(1)こどもと子育て家庭を孤立させない、地域支援の充実

具体的施策 ①こどもにやさしい地域支援 ②子育て家庭が安心できる地域支援

基本目標5
～配慮を必要とするこども
への支援の充実～

主要施策(1)あらゆるこどもと子育て家庭が幸せに暮らすことが できる支援の充実

具体的施策 ①障がいをもつこどもと家庭への支援の充実
②ひとり親家庭への支援の充実 ③児童虐待予防と対応の強化
④こどもの貧困対策

第4章 施策の展開

「第4章 施策の展開」を読むにあたっての留意事項

ここでは、

- ・「基本目標」ごとに「主要施策」「現状と課題」「目指す方向性」「具体的施策」の体系で、当別町が目指す方向性と施策を記載しています。
- ・「具体的施策」を推進するために「主な事業」を記載していますが、その他の関係事業については複数の事業があるため、本計画の＜別冊＞として記載しています。
- ・また、本計画は国が定めるこども大綱を勘案して策定することとされていることから、こども大綱「こども施策に関する重要事項」等のうち、どの重要事項を主に勘案した施策であるかについて、「主要施策」ごとに記載しています（重要事項等一覧は、後段「資料編」90ページに記載）。
- ・さらに、「主な事業」の後には、「ウェルビーイング指標」を記載している場合があります。
こども大綱には、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進めること」とあります。本計画の基本理念を通じて、目指す状態を明らかにするために、こども・若者、保護者の主観的な評価を指標として設定します。

※ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態であり包括的に幸福な状態）の状態を把握するための1つの要素にはなりますが、ウェルビーイングの全体を測るものではありません。
国の動向を踏まえながら、より適切な指標について引き続き研究していきます。

基本目標1 全てのこどもの権利を大切にす環境の充実

「児童の権利に関する条約」は平成元年の国連総会で採択され、平成6年に日本が批准しました。この条約では、こども一人ひとりが「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」といった権利を行使する主体として位置付けられるとともに、「子どもの最善の利益の保障」がおとなの責務において定められている背景があります。

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

そのこども・若者について、多様な人格を持つ個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

あらゆる場面において全てのこども・若者の権利を保障し、こども・若者の意見を発達の程度に応じて尊重し、安全に安心して意見を述べることを町全体に広く発信するとともに、意見を述べるができる場や機会をつくり、参画につながる環境づくりに取り組みます。

また、成育環境等によって差別的扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等からこどもを守るとともに、生きる力を育む教育環境の充実を図ります。

主要施策(1) こどもの権利を保障する社会づくり

■現状と課題

「児童の権利に関する条約」については、第1期計画や第2期計画においても普及させることを目指してきたところですが、町民に十分浸透しているとは言えません。

こどもには、「いじめや児童虐待等から守られる権利があること」、「一人の人間として尊重される権利があること」を、全ての町民が理解するとともに、お互いの違いを認め尊重し合い、こどもの権利の侵害を未然に防ぐよう、行政のみならず町民が一体となって取り組むことができる環境を整えることが重要です。

■目指す方向性

当別町では本計画において、「こども・若者の権利と最善の利益を図る」ことを基本的な方針として掲げます。

いじめや児童虐待等の権利の侵害は未然防止に努めるとともに、万が一起きた場合には早期対応する体制を強化します。こどもの権利について、広報やホームページを活用して普及啓発することや、こどもやおとなの学習機会の確保に取り組みます。

また、町の人権擁護委員等の協力を得て、こどもやおとなが「こどもの権利」について理解を深め、町民一人ひとりが「こどもの最善の利益」を学び、考えていく仕組みづくりに取り組みます。

■具体的施策

- ①「児童の権利に関する条約」の普及
- ②こどもの権利の普及啓発

■主な事業

- こどもの権利の理解と普及啓発
- 人権教室
- こどもの人権 SOS ミニレター
- こども・若者に関する相談体制の充実

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分 1: ライフステージを通して

重要事項: ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
自分のことが「好き」なこども・若者の割合	63.9%	↗
<指標の基準> こども・若者調査で、「あなた自身についてどのくらいあてはまりますか」という問いのうち、「自分のことが好きですか」という項目に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と答えた割合(令和6年度→令和11年度) <参考:こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標> 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者(15～39歳)の割合(自己肯定感の高さ) 現状値(令和4年):60.0% 目標値:70.0%		

主要施策(2) こども・若者の意見表明と参加・参画

■現状と課題

こども基本法において、こどもの意見を表明する機会を確保すること、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが求められています。

当別町では、少年の意見発表会や TOWNミーティングを開催し、こどもが日常感じていること、体験したこと等を発表する機会や同じ年代の児童生徒が交流する機会を設けることで、児童生徒の視野を広げることにつなげています。

アンケート調査(詳細は以下の「ウェルビーイング指標」参照)では、町が生活に関わることを決める時に、「こどもの意見」を聞いてほしいと回答したこども・若者は7割を超えており、意見を聞いて欲しいと考えていることがうかがえます。

こどもの意見を表明する機会を設けるだけでなく、聴取した意見を施策の推進や運営にどのように反映させていくか、また意見を聞かせてくれたこども・若者にその結果をフィードバックしていくことが大切です。

また、意見とは、言語化されるものだけではなく、広く気持ちや考えを含みます。こどもの年齢や発達に応じて、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションなど様々な形で発する思いや願いを汲み取るための配慮について研究をしていきます。

■目指す方向性

あらゆる場面において、こども・若者の権利を保障し、こども・若者の意見を発達の程度に応じて尊重し、安全に安心して意見を述べるができることについて、町全体に広報やホームページ等で広く発信します。

また、こども・若者の意見が尊重されながら社会に参画できるようにするために、こども・若者が意見を表明できる機会や仕組みづくりを進めます。

■具体的施策

- ①こども・若者の意見聴取と反映
- ②こどもの意見発表の場の提供

■主な事業

- こども・若者の意見聴取
- 少年の意見発表会の開催
- TOWNミーティングの開催

□こども大綱「こども施策を推進するために必要な事項」 勘案事項
・こども・若者の社会参画・意見反映

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
「こどもの意見を聞いてほしい」と思うこども・若者の割合	73.4% (生活実態調査) 83.0% (こども・若者調査)	↗
<指標の基準> 生活実態調査(こども)及びこども・若者調査で、「あなたは当別町が生活に関わることを決める時に、「こどもの意見」を聞いてほしいと思いますか」という問いに対し、「そう思う」または「まあそう思う」と答えた割合（令和6年度→令和11年度） <参考:こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標> 「こども施策に関して自身の意見が聞いてもらえている」と思うこども・若者(16～29歳)の割合 現状値(令和5年):20.3% 目標値:70.0%		
「親は私のいうことを真剣に聞いてくれる」と回答したこどもの割合	87.6%	↗
<指標の基準> 生活実態調査(こども)で、「親は私のいうことを真剣に聞いてくれますか」という問いに対し、「非常にあてはまる」または「まああてはまる」と答えた割合（令和6年度→令和11年度）		
「学校の先生は私のいうことを真剣に聞いてくれる」と回答したこどもの割合	80.2%	↗
<指標の基準> 生活実態調査(こども)で、「学校の先生は私のいうことを真剣に聞いてくれますか」という問いに対し、「非常にあてはまる」または「まああてはまる」と答えた割合（令和6年度→令和11年度）		

主要施策(3) 居場所づくり

■現状と課題

こどもは遊びを通じて自主性・創造性・協調性等を身に付け、心身ともに健やかに成長することから、こどもが自由に遊べる場所、小さなこどもから小・中学生、高校生、若者が集まることができるような居場所づくりが求められています。

当別町では、学校施設の開放やスポーツ教室など様々な居場所づくりに取り組んでいるところですが、こどもの発達や成長に応じてこどもが求める居場所は異なることから、「全てのこどもに居場所があるかどうか」という視点から、こどもがほっとできる居場所や学びや遊び、体験ができる環境を整えていく必要があります。

こども・若者のために、町としてどの施設を優先して整備・維持をするか検討する必要があります。

<各アンケート調査結果(こども・若者の意見等)>

○児童館

- ・ニーズ調査では、「町に児童館ができた場合に利用したい」と回答した就学前児童保護者と小学生保護者は7割を超えており、生活実態調査での同様の問いでは、「利用したい」と回答した小学5年生・中学2年生は3割程度となっています。
- ・令和6年10月、町福祉部が旧当別小学校で試行実施した「チャレンジ児童館」では、利用児童全員が「楽しかった。また利用したい」と満足度が高かったことから、こどもの居場所となり得ると考えます。次回は西当別地区で試行実施する等、当別町としての児童館の在り方を引き続き検討します。

○居場所

- ・こども・若者の意見聴取では、「放課後や休日に、総合体育館や西当別コミュニティーセンターを運動するために利用する」「町内図書館で本を借りたり、勉強したりしている」等、こども・若者にとってこのような施設はとても身近な居場所となっている、また当別らしさと感じていることがわかりました。
- ・生活実態調査では、「放課後に過ごす場所」や「一番ほっとできる場所」について、こどもへ調査しました。放課後に「毎日」過ごす場所は、全体では「自分の家」が最も多く、中学2年生・16歳(高校2年生相当)では、次いで「学校(部活など)」となっています。また、小学5年生・中学2年生では、「ほっとできる場所はない」は4.5%となっています。
- ・こども・若者調査では、「あったらいいなと思う居場所」(複数回答)について調査し、「一人で自由に過ごせる場所」が59.9%と最も多く、次いで「友人や仲間と過ごせる場所」が44.6%となっています。

■目指す方向性

こどもの成長段階に応じて必要とされる居場所は変化することを踏まえ、こども・若者が安心して遊び、学べる環境を確保するため、こどもの居場所や遊び場の在り方を検討します。

また、既存の施設については、こどもにとってより魅力のある居場所となるよう、必要に応じて使用方法や設備を見直す等、環境の充実に取り組みます。

なお、都市公園の施設の修繕・更新計画となる「当別町公園施設長寿命化計画」について、令和7年度に計画の見直しを予定しています。遊具の更新にあたっては、地域の小学生等にアンケート調査を実施し、満足度の高いものとなるように取り進めます。また、どの公園を修繕するのか予定がわかるよう、広報・ホームページ等で周知します。

■具体的施策

- ①地域の活動拠点の確保
- ②公園・緑地等の整備の推進
- ③こどもの居場所づくり

■主な事業

- 学校施設の地域開放の推進
- 社会教育施設の活用の推進
- 公園・緑地環境の整備・充実
- 子どもプレイハウス運営・指導の充実
- 土曜日のこどもの居場所の充実

☐
 こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分 1:ライフステージを通して
 重要事項:②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

区分 2:ライフステージ別<(2)学童期・思春期>
 重要事項:②居場所づくり

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状	目指す方向性 (令和11年度)
子どもプレイハウスは「楽しい」と思うこどもの割合	67.3%	
<指標の基準> 子どもプレイハウス利用児童向けのアンケート調査で、「プレイハウスは好きですか」との問いに対し、「とても好き」または「好き」と答えた割合（令和5年度→令和11年度）		
生活の中で「ほっとできる」「居心地がいい」居場所はないと感じるこども・若者の割合 <再掲・基本目標2>	4.5% （生活実態調査） 1.4% （こども・若者）	
<指標の基準> 生活実態調査(こども)で、「一番ほっとできる場所はどこですか」という問いに対し、「ほっとできる場所はない」と答えた割合（令和6年度→令和11年度） こども・若者調査で、「生活の中で居心地がいいと感じる居場所はどこですか」(複数回答)という問いに対し、「居心地がいいと感じる居場所はない」または「わからない」と答えた割合（令和6年度→令和11年度） <参考:こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標> 「安心できる場所の数が1つ以上ある」こども・若者(15～39歳)の割合 現状値(令和4年):98.1% →「1つもない」の割合は 1.9%と推定		

基本目標2 こどもの成長に応じた切れ目のない支援の充実

乳幼児期から学童期、思春期、青年期におけるこどもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりのこども・若者や子育てをする保護者の幸せにつながることはもとより、まちの将来の担い手を育成するという未来への投資と考えられます。

こどもの心身の育ちや状況にあわせた多様な関わりの中で、必要となる支援が切れることがないよう、質の高い教育・保育環境や多様な活動や体験機会を提供します。

令和8年度に「こども家庭センター」を設置するよう検討を行います。

主要施策(1) 幼児教育・保育環境の充実

■現状と課題

令和4年以降の子育て世帯の転入増加に伴い、町では教育・保育環境を拡大して整備し、保育教諭の新たな人材の確保及び離職を防止するための財政支援等により、保育体制の充実に向けた施策を実施しています。

女性の就業率の上昇に伴い、子育て家庭の保育ニーズも多様化しており、必要な時に安心してこどもを預けられるようにするため、子育て家庭の保育ニーズの把握、そのニーズに対応するサービスの充実が求められています。

■目指す方向性

こども一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で切れ目なく重なりあいながら多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、柔軟な幼児教育・保育環境の充実を目指します。また、認定こども園保育教諭等に対し積極的な研修等への参加を推奨し、教育・保育の質の向上を図ります。

また、当別町幼保小接続プログラムを活用し、認定こども園と小学校及び義務教育学校の連携及び情報共有を推進していきます。

■具体的施策

- ①幼児教育・保育の充実
- ②多様な保育事業の充実

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における
主な勘案事項

区分 2: ライフステージ別<(1)幼児期まで>

重要事項: ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

区分 3: 子育て当事者への支援

重要事項: ②地域子育て支援、家庭教育支援

■主な事業

- 認定こども園と小学校の連携(幼保小接続プログラムの推進)
- 認定こども園の教育・保育環境の充実
- 一時預かり事業の推進
- 特別支援教育・保育の充実
- 保育教諭等の研修参加促進
- 延長保育事業の推進
- 病児・病後児保育事業

主要施策(2) こどもの生きる力を育む教育の充実

■現状と課題

学校教育では、対話を重視した学びへの授業転換、ICTを活用した個別最適・協働的な学び、授業や家庭学習におけるAIドリルの活用、学力向上推進講師の配置等に取り組み、基礎学力の育成を図っています。

また、「ふるさと教育」「国際理解教育」「キャリア教育」の3つを柱とする教科等横断的な学習「とうべつ未来学」を実施し、特色ある教育活動を進めています。

■目指す方向性

現在実施している学校教育の取組を継続しながら、より高い教育効果を得るため、さらにICT教育を推進していきます。また、各地区では学校・保護者・地域住民等で構成する「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」による地域とともにある学校づくりを推進しており、今後も更なる推進のために、有識者による指導助言等を通じて、コミュニティ・スクールの組織力強化を図っています。

また、こどもの豊かな情操を育むために、文化や芸術、スポーツ等多様な体験ができる機会を提供していきます。図書館事業として継続している絵本の読み聞かせについては、いろいろな知識に触れる機会、興味を拓ける機会として効果的であることから、事業を推進するとともに広報やホームページ等で広く周知します。

■具体的施策

- ①教育の充実と体験教育の推進
- ②多様な活動・体験機会の充実

■主な事業

- 基礎学力の向上
- 特色ある教育活動の推進
- 特別な支援が必要となる児童生徒への教育の充実
- 文化・芸術・スポーツ活動の推進
- 絵本の読み聞かせ

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における
主な勘案事項

区分 1: ライフステージを通して

重要事項: ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

区分 2: ライフステージ別<(2)学童期・思春期>

重要事項: ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

⑤いじめ防止

⑥不登校のこどもへの支援

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
学校に行くことが楽しいことものの割合	56.5%	↗
<指標の基準> 生活実態調査(こども)で、「私は学校に行くのが楽しみだ」との問いに対し、「非常にあてはまる」または「まああてはまる」と答えた割合(令和6年度→令和11年度)		
地域活動等に参加していないこどもの割合 <再掲・基本目標4>	38.4%	↘
<指標の基準> ニーズ調査(小学生保護者)で、「お子さんは地域活動等に参加していますか」(複数回答)との問いに対し、「特に参加していない」と答えた保護者の割合(令和6年度→令和11年度)		



主要施策(3) 安全・安心に子どもが暮らせる環境の充実

■現状と課題

全ての子どもが安心・安全に暮らすことができるよう、通学に使用する道路の整備や、公共交通機関の利便性の向上に努めています。また、子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、「子ども110番の家」の登録の推進を図っています。

子どもに危険が及ぶことなく安心して暮らせる社会基盤の整備は普遍的なものであり、老朽化や劣化が進む道路環境の整備に努めることが必要です。子どもが登下校時等に安心して外出ができるように、事故や犯罪等の被害を未然に防ぐための対策が求められます。

また、子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どものための近隣地域の生活空間を形成する「子どもまんなかまちづくり」について、町としてどのように取り組んでいくのか検討が必要です。

■目指す方向性

全ての子どもが、安全・安心に暮らすことができる環境を目指します。また、公共交通機関の利便性の向上に努め、多くの人が不便に感じることをない、持続可能な公共交通体系の構築を推進していきます。

さらに、パブリックコメントにより子どもの意見があったことを踏まえ、携帯電話を持っていない方等が公衆電話を利用しやすくなるように、町ホームページや子育てガイドブック等により公衆電話の設置場所を周知することを検討します。

■具体的施策

- ①子どもに配慮した施設整備の推進
- ②交通機関の確保
- ③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■主な事業

- 道路環境の整備・充実
- 公共交通機関の整備
- 「子ども110番の家」登録の推進

□子ども大綱「子ども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分 1: ライフステージを通して

重要事項: ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

⑦子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
悩みごとがあるとき、誰にも相談できない・相談したくない子どもの割合	7.9%	↘
<指標の基準> 生活実態調査(子ども)で、「困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人は誰ですか」(複数回答)という問いに対し、「誰にも相談できない」「誰にも相談したくない」と答えた割合(令和6年度→令和11年度)		

主要施策(4) こども・若者が未来を拓くための支援の充実

■現状と課題

こども・若者を取り巻く環境はそれぞれ異なっています。

以下のアンケート調査結果からは、こども・若者が抱える悩みごとはそれぞれ異なっていることがわかります。また、いくつかの困難が複合的にある場合、解決には多くの機関の連携が必要と考えますが、相談機関の相談方法についても、SNSを活用したいというニーズがある結果となっています。

生まれ育った環境等によってこども・若者の未来が左右されることのないよう、こども・若者が困難を抱えた時、安心して相談や支援を受け、希望をもって羽ばたいていけるよう関係機関が力を合わせ、年齢階層で途切れることのない支援を行う体制を構築することが求められています。

全てのこども・若者が自立して社会に順応できるよう、こども・若者の就労支援に取り組む必要があることはもとより、将来の町の少子化問題を解決していくための、結婚支援や少子化対策にも取り組む必要があります。

<各アンケート調査結果>

○こども・若者の悩みごと等

- ・こども・若者調査では、自身が悩んだり困ったりしていることについて、「自分の将来」と回答した割合は48.6%となっており、次いで「家計・金銭」「仕事」が上位となっており、自身の将来・家計収入に不安を抱えていることがわかっています。
- ・さらに、悩みや困りごとの相談方法の希望では、「対面による相談」と「SNS(LINE、X(旧Twitter)、Instagram等)による相談」のニーズは、それぞれ約5割となっています。

○結婚したいかとその理由

- ・こども・若者調査では、将来、結婚したいと思うかについて、「結婚したい」または「どちらかといえば結婚したい」と回答したこども・若者の未婚者は63.7%となっており、さらに結婚したい理由としては、「好きな人と一緒にいたいから」「自分の家庭が欲しいから」「こどもが欲しいから」が上位となっています。

■目指す方向性

就労や結婚に不安や悩みを抱えるこども・若者のために、就労支援や結婚支援を進めるとともに、ひきこもり状態のこども・若者が相談しやすい窓口の整備・周知に努めます。

こども・若者調査では、どのような就労支援であれば利用したいかについて、「資格や専門的知識の講座」が最も多く、次いで「求人情報の紹介」となっていました。また、自由意見の記述では、「町内の求人情報がわからない」との記載があったことから、当別町商工会と連携しホームページ等で、「町内の求人情報」を周知できるよう取り組みます。

■具体的施策

- ①若者に関する相談体制の充実
- ②商工会と連携した就労支援
- ③結婚を希望する方への支援

■主な事業

- こども・若者に関する相談体制の充実
- 町内企業等の求人情報の提供
- 若手就労者の交流機会の提供
- とうべつまちコンの開催
- さっぽろ結婚支援センターの事業周知

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分 2:ライフステージ別<(3)青年期>

重要事項:②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
今、自分が幸せだと思うこども・若者の割合	84.7%	↗
<指標の基準> こども・若者調査で、「あなた自身についてどのくらいあてはまりますか」という問いのうち、「今、自分が幸せだと思いますか」という項目に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と答えた割合 (令和6年度→令和11年度)		
現在の生活に満足しているこども・若者の割合	76.9%	↗
<指標の基準> こども・若者調査で、「あなたは現在の生活にどのくらい満足していますか」という問いに対し、「満足している」または「まあ満足している」と答えた割合 (令和6年度→令和11年度) <参考:こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標> 「生活に満足している」と思うこども(15歳)の割合 現状値(令和4年):60.8% 目標値:70.0%		
生活の中で「ほっとできる」「居心地がいい」居場所はないと感じるこども・若者の割合 <再掲・基本目標1>	4.5% (生活実態調査) 1.4% (こども・若者調査)	↘
<指標の基準> 生活実態調査(こども)で、「一番ほっとできる場所はどこですか」という問いに対し、「ほっとできる場所はない」と答えた割合 (令和6年度→令和11年度) こども・若者調査で、「生活の中で居心地がいいと感じる居場所はどこですか」(複数回答)という問いに対し、「居心地がいいと感じる居場所はない」「わからない」と答えた割合 (令和6年度→令和11年度) <参考:こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標> 「安心できる場所の数が1つ以上ある」こども・若者(15~39歳)の割合 現状値(令和4年):98.1% →「1つもない」の割合は1.9%と推定		

基本目標3 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育てをする中で生じる不安や負担感を持つ子育て家庭に対する支援の充実を進めるため、親と子どもの健康づくり、子育て施策の充実、経済的支援等、子育て家庭に対する支援を推進します。

また、子育てをする保護者が孤立することがないように、産前・産後の支援を強化し、妊娠前から妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組み等の環境づくりを充実させます。

主要施策(1)子どもと親の健康を守る体制の充実

■現状と課題

少子化や核家族化により、妊娠期から充実した支援を得ることができず、家族や周囲の支援不足、ひとり親、疾患を有する状態など様々な事情を抱えながら妊娠・出産を迎える保護者が多くなっていることが考えられます。

子育て家庭のライフスタイルの多様化により育児不安や産後うつ等になりやすくなっており、家庭の状況に応じたきめ細やかな環境づくりが求められているとともに、産後ケア事業のニーズが高まっています。

■目指す方向性

子どもと親が健康に過ごす中で安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を提供します。

また、子どもの成長・発達や健康は、妊娠期から産後までの母親の心身の健康状態や過ごし方の他、環境や家庭内のサポート体制等に大きく影響を受け、妊産婦の抱える不安や悩みも様々です。産後ケア事業は重要と考えることから、個々の状況を把握し、包括的に寄り添った支援を進めます。

さらに、医療体制については、町内に小児科や耳鼻咽喉科の診療所が身近にでき安心感が高まっています。今後も町内の医療体制の維持に努めるとともに、救急医療の情報等は積極的に周知する等、さらに医療機関との連携を図り切れ目のない支援を行います。

■具体的施策

- ①健康診査・予防接種の充実
- ②健康相談・健康教育の充実
- ③医療体制と情報提供の充実

■主な事業

- 妊婦一般健康診査
- 産婦健康診査事業
- 各種健診の実施
- 子育て世代包括支援センター事業
(令和8年度にこども家庭センターを設置
するよう検討します)
- 産後ケア事業
- 医療機関の確保
- 小児の健康や安全を守るための情報提供
- 救急医療情報案内の情報提供

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」に
おける主な勘案事項

区分1:ライフステージを通して

重要事項:③こどもや若者への切れ目のない保
健・医療の提供

区分2:ライフステージ別<(1)幼児期まで>

重要事項:①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期ま
での切れ目のない保健・医療の確保

区分2:ライフステージ別<(2)学童期・思春期>

重要事項:③小児医療体制、心身の健康等につ
いての情報提供やこころのケアの
充実



主要施策(2)仕事と子育てを両立させるための支援

■現状と課題

多様化する保護者の就労形態にあわせて仕事と子育てを両立できるよう、教育・保育施設の柔軟なサービスが求められます。

また、子育て中の働く保護者は短時間勤務やこどもの病気等での休暇確保等、子育てに対して理解ある職場環境を求める割合が高くなっていることから、多様な働き方が選択できる環境整備が求められています。

■目指す方向性

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

当別町においても多様化する保護者のニーズに合わせた教育・保育サービスを提供するとともに、労働者に対するワーク・ライフ・バランスの推進について周知を行い、仕事と子育てを両立できる職場環境を整えていきます。

■具体的施策

①働き続けることができる環境の整備促進

■主な事業

○仕事と生活の調和の実現

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分3:子育て当事者への支援

重要事項:③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

主要施策(3)子育てに関する協力体制の充実

■現状と課題

こどもの健やかな成長のためには、子育てを行う家庭や教育・保育機関だけが子育てに携わるのではなく、地域全体でこどもや子育て家庭を支える体制作り等の子育て環境の整備が重要となってきます。

ファミリー・サポートセンター事業等の地域でこどもや子育て家庭を支援する取組の周知や、協会の増加に加えて、社会福祉協議会などの様々な関係機関が連携した支援体制を構築する必要があります。

<各アンケート調査結果(こども・若者の意見等)>

○母親の就労状況と教育・保育施設の利用ニーズ

- ・ニーズ調査では、「現在の就労状況」や「今後の就労希望等」について調査しました。母親の就労状況について、フルタイム、パート・アルバイトを問わず産休・育休・介護休業中の保護者も含めて「就労している」と答えた方をみると、就学前児童保護者では77.4%となっており、前回調査(令和元年度)と比較すると16.9ポイント高くなっています。また、小学生保護者では77.3%となっており、前回調査と比較すると0.7ポイント高くなっています。
- ・平日の教育・保育施設の利用状況について、現在「どこにも預けていない」と答えた方は14.6%、今後「どこにも預ける予定はない」と答えた方は7.0%となっています。前回調査(令和元年度)では、現在「どこにも預けていない」と答えた方は23.5%、今後「どこにも預ける予定はない」と答えた方は14.3%となっていることから、前回調査と比較すると教育・保育施設の利用状況は増えています。

○子育て当事者等の意見聴取

- ・こどもができて初めて知る制度が多いため、こどもがいない若者にも積極的に子育てに関する情報発信をするべきと考える。

■目指す方向性

地域の人々が協力する事業をより一層推進していくとともに、関係機関がこどもや子育て家庭の相談窓口としての機能も充実させることで、地域でこどもや子育て家庭を支える機運の醸成に努めます。

また、子育てに関する情報について、見やすさや内容の工夫等を行い、町の広報・ホームページ、子育てガイドブック等を活用し効果的に広く周知します。さらに、町の公式LINE等のSNSや子育てアプリ等を活用し、必要な情報を必要な方に届けられるよう積極的な情報発信に努めます。

■具体的施策

- ①保護者のリフレッシュや社会活動の支援
- ②子育てに関する相談体制の充実
- ③子育てに関する情報提供の充実

■主な事業

- リフレッシュを目的とする一時預かり事業の充実
- ファミリー・サポートセンター事業の充実
- 子育て支援センター事業の充実
- 児童相談所等との連携強化
- 主任児童委員・民生児童委員の相談体制の促進
- 子育てガイドブックの充実
- インターネット等を活用した情報提供の充実

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分1:ライフステージを通して

重要事項:⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

区分2:ライフステージ別<(1)幼児期まで>

重要事項:②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

区分2:ライフステージ別<(3)青年期>

重要事項:④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

区分3:子育て当事者への支援

重要事項:②地域子育て支援、家庭教育支援

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
当別町の子育て環境に対する満足度	58.4% (就学前児童保護者) 59.4% (小学生保護者)	↗
<指標の基準> ニーズ調査で、「現在の当別町の子育て環境に対し、満足していますか」という問いに対し、「満足」または「やや満足」と答えた割合（令和6年度→令和11年度）		
子育ての悩みを相談できる人や相談先がない割合	1.6% (就学前児童保護者) 2.1% (小学生保護者)	↘
<指標の基準> ニーズ調査で、「子育ての悩みをどのような人、機関に相談していますか」（複数回答）という問いに対し、「特に悩みを相談できる人・機関はない」と答えた割合（令和6年度→令和11年度）		

主要施策(4)暮らしやすいまちづくりの推進

■現状と課題

アンケート調査結果(詳細は以下の「ウェルビーイング指標」参照)では、当別町に住み続けたいと考えているこども・若者は半数程度となっており、子育て世帯では、7割前後となっています。

このことから、当別町で生まれ育った若い世代に当別町へ住み続けてもらうことも大切ですが、一時期に町外に転出しても、将来的には当別町に戻り子育てをしたいと思える魅力的なまちづくりに取り組む必要があると考えます。

また、「こどもまんなかまちづくり」について、こどもや子育て当事者の目線に立ち、町としてどのように取り組んでいくのか検討が必要です。

<各アンケート調査結果(こども・若者の意見等)>

○住み続けたい町

- ・ニーズ調査及びこども・若者調査では、当別町に住み続けるために必要なこととして、「子育ての環境が整っていること」、「商業施設が充実していること」、「楽しく遊べる場所(公園や施設等)が充実していること」、「除排雪等の冬場の雪対策の更なる充実」、「交通機関が便利であること」等が求められています。
- ・さらに、こども・若者の意見聴取では、「商業施設の充実」「公園や施設等の充実や修繕」「交通機関が便利であること」等アンケート調査結果と同じような意見がありました。

■目指す方向性

こども・若者の意見を反映し、魅力的で暮らしやすいまちとして、「みんなが親切で若者が集う、当別らしさが残り続けるまち」を目指します。

また、こども・若者の意見を参考に、「身近にある魅力をより良くして未来へ残す」「豊かな自然を大切に守る」「様々な美味しい食べ物をもっと広める」「交流人口を呼び込む」に基づき事業を展開できるよう、関係部署と連携して検討します。

■具体的施策

- ①みんなが親切で若者が集う、当別らしさが残り続けるまちづくりの推進

■主な事業

- とうべつ未来学の推進
- 地産地消の推進(食生活改善協議会による推進、学校給食による推進)
- 木育の推進
- エコ活動の推進(ゆるエコフェスの実施等)
- 世代間交流(当別子ども会育成会連合会による子ども世代と保護者の交流)
- 交流人口を増やす魅力の創出

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分 1: ライフステージを通して

重要事項: ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

区分 2: ライフステージ別<(2)学童期・思春期>

重要事項: ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
「当別町に今後も住みたい」と思う割合	75.2%、68.9% (ニーズ調査/就学前児童保護者、小学生保護者) 49.3% (こども・若者調査)	↗
<指標の基準> ニーズ調査及びこども・若者調査で、「当別町に今後も住みたいと思いますか。一時期に町外に転出しても将来的には当別町に住みたいと思いますか」という問いに対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた割合（令和6年度→令和11年度）		

主要施策(5)少子化対策と経済的支援

■現状と課題

子育てにかかる経済的負担は大きく、少子化が進行する要因のひとつと考えられます。こどもと子育て家庭の安定した生活を実現するため、各種の必要な助成を行っていくことに加え、生活困難層やひとり親家庭など様々な面で困難に直面している家庭に対し、食、医療、就業や住宅等、早期に対応していくことが求められます。

■目指す方向性

環境に左右されることなくこどもの望みを叶えられるよう、生活困難層やひとり親家庭など様々な面で困難に直面している家庭に対する支援を検討します。

また、現在実施している各種助成事業については、引き続き実施していきます。

■具体的施策

- ①少子化対策
- ②こどもを育てるために必要な費用の支援の充実
- ③安定した生活へ向けた支援

■主な事業

- 住宅購入支援金
- 高等学校等生徒通学交通費助成
- 子ども医療費の助成
- 就学前の教育・保育にかかる助成
- 就学援助費の支給
- くらしサポートセンターとの連携

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分 1:ライフステージを通して
重要事項:④こどもの貧困対策

区分 2:ライフステージ別<(2)幼児期まで>
重要事項:①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

区分 2:ライフステージ別<(3)青年期>
重要事項:①高等教育の修学支援、高等教育の充実

区分 3:子育て当事者への支援
重要事項:①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

基本目標4 こどもと子育て家庭を地域一体となって支える支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化が進むことで、こどもや子育て家庭が地域から孤立することがないよう、こどもの育ちを保護者だけに任せるのではなく、関係機関が協力しながら地域全体がこどもの育ちを支えていく必要があります。

こどもや子育て家庭が、地域から充実した支援を受けられるよう、身近な地域での交流の機会や気軽に相談できる窓口を充実させることに努める等、地域一体となってこどもと子育て家庭を支える体制を推進します。

主要施策(1)こどもと子育て家庭を孤立させない、地域支援の充実

■現状と課題

「近所に遊べる友達が少ない」「帰宅しても家には誰もいない」「学校の授業が終わる時間が遅く、放課後の時間が短い」等の人間環境や環境問題により、こどもが放課後に1人で過ごすこと多くなっている状況があります。また、SNSの普及により、こどもがSNSに触れる機会が増えていること等から、友達や周りの人と直接コミュニケーションを取る機会が少なくなっていることが考えられます。

また、子育て中の保護者が周りから孤立することなく、安心して子育てを行っていくためには、地域での交流の機会が必要となってきます。

当別町では、小・中学校、高校、福祉施設、地域団体との連携を図る交流や、地域住民を学校へボランティアとして派遣する事業等を実施しており、子育て支援に関するサービスの充実と地域住民との交流機会の提供を進めています。

■目指す方向性

地域による子育て支援体制の充実を図り、こどもと子育て家庭の両方を地域で支える環境づくりを目指します。また、家庭における男女共同参画意識を向上していくとともに、それを支える地域の子育て支援の輪を広げるよう努めます。

■具体的施策

- ①こどもにやさしい地域支援
- ②子育て家庭が安心できる地域支援

■主な事業

- 認定こども園での地域交流事業
- 地域学校協働本部事業
- 子育て支援センター事業の充実
- コミュニティ・スクールによる「地域とともにある学校づくり」の推進
- 子ども会・育成会への支援
- 町民自主企画講座

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分 1:ライフステージを通して

重要事項:②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

区分 2:ライフステージ別<(1)幼児期まで>

重要事項:②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

区分 3:子育て当事者への支援

重要事項:②地域子育て支援、家庭教育支援

■ウェルビーイング指標

ウェルビーイング指標	現状 (令和6年度)	目指す方向性 (令和11年度)
こどもをみてもらえる親族・知人がいない保護者の割合	18.4% (就学前児童保護者) 19.5% (小学生保護者)	↓
<指標の基準> ニーズ調査で、「日ごろ、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」(複数回答)という問いに対し、「いずれもない」と答えた割合 (令和6年度→令和11年度) <参考:こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標> 「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者(18歳未満のこどもがいる世帯の者)の割合 現状値(令和4年):83.1% 目標値:90.0%		
支援体制が整った町であると感じる保護者の割合	42.2% (就学前児童保護者) 35.8% (小学生保護者)	↗
<指標の基準> ニーズ調査で、「当別町は地域での助け合い等により、安心して子育てをできるように支援体制が整った町であると感じますか」という問いに対し、「感じる」または「やや感じる」と答えた割合 (令和6年度→令和11年度) <参考:こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標> 「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人(16～49歳)の割合 現状値(令和5年):30.9%		
地域活動等に参加していないこどもの割合 <再掲・基本目標2>	38.4%	↓
<指標の基準> ニーズ調査(小学生保護者)で「お子さんは地域活動等に参加していますか」(複数回答)との問いに対し、「特に参加していない」と答えた保護者の割合 (令和6年度→令和11年度)		
子育て支援センターの認知度	84.3%	↗
<指標の基準> ニーズ調査(就学前児童保護者)で、「地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)」を「知っている」と答えた割合 (令和6年度→令和11年度)		

基本目標5 配慮を必要とするこどもへの支援の充実

近年のこどもや子育て家庭を取り巻く状況は多様化しており、様々な配慮を必要とするこどもや子育て家庭は増えています。

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、全てのこどもの権利が等しく尊重され健やかに成長できるよう、関係機関と連携を取りながら、配慮を必要とするこどもや子育て家庭が抱える様々な課題を早期に発見し、解決へ導き、全てのこどもが安心して暮らすことができる支援を進めます。

主要施策(1)あらゆるこどもと子育て家庭が幸せに暮らすことができる支援の充実

■現状と課題

全てのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができるよう、生まれた環境や抱える課題や困難に関わらず適切な教育を受け、健やかな成長や発達、自立が図られることが求められます。

また、「いじめや児童虐待等から守られる権利があること」、「一人の人間として尊重される権利があること」といったこどもの権利を保障するために、こどもや子育て家庭が抱える様々な課題や困難の早期発見・早期対応が求められます。

■目指す方向性

特別な配慮を必要とするこどもと子育て家庭が抱える課題や困難に寄り添い、解決していくために関係機関と連携することで、包括的な支援体制の整備を進めるとともに、一人ひとりの課題や困難の状況に合わせた支援の検討を行っていきます。

また、こどもの権利が侵害されることのないよう、家庭や地域、教育・保育等あらゆる場面でこどもの権利に関する周知・啓発を推進し、虐待・暴力行為への対処や、いじめの防止に取り組みます。

令和8年度に「こども家庭センター」を設置するよう検討を行います。

■具体的施策

- ①障がいをもつこどもと家庭への支援の充実
- ②ひとり親家庭への支援の充実
- ③児童虐待予防と対応の強化
- ④こどもの貧困対策

■主な事業

- 早期療育相談の充実
- 障がい児(者)の移動支援事業
- 医療的ケア児への支援
- 母子福祉資金貸付事業の推進
- ひとり親家庭への相談体制の充実と医療費助成事業の推進
- 妊娠期から切れ目のない児童虐待予防対策の推進
- 児童虐待相談・通告体制の普及啓発
- 児童虐待への迅速かつ適切な対応
- 生活困窮相談・支援
- 就学援助費の支給

□こども大綱「こども施策に関する重要事項」における主な勘案事項

区分1:ライフステージを通して

重要事項:④こどもの貧困対策

⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援

⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

区分3:子育て当事者への支援

重要事項:④ひとり親家庭への支援



第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 第3期子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条により計画策定することが義務づけられた、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期」等を示す5年間の計画です。

第3期子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間としています。計画の策定にあたっては、令和6年6月に就学前児童及び小学生がいる子育て世帯に対するニーズ調査を実施しました。その結果や各事業の実績等を基に、第3期の計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、町の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「今後の方針」を定めています。

全てのこどもが幸せを感じて豊かに成長できるよう、各事業の見込み量や確保方策を定めることで、身近な地域で質の高い教育・保育、子育て支援サービスを提供します。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

当別町には現在、小学校が1校、中学校が1校、義務教育学校が1校、認定こども園が2園あります。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、一方で弾力的な運用が難しいものとなります。当別町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

[当別町の教育・保育提供区域及び教育・保育施設]

教育・保育提供区域	教育・保育施設
全町1地区	認定こども園当別夢の国幼稚園
	認定こども園おとぎのくに

3 こどもの人口推計

令和6年4月1日現在の住民基本台帳に基づく当別町の児童人口(0～11歳)は933人で、「コーホート変化率法」を基に地域の実情(令和4年以降の移住施策効果)を勘案し、さらに今後の将来人口を考慮して推計した結果、令和7年には962人に、令和11年には1,043人になり、5年間で81人前後の増加が見込まれます。

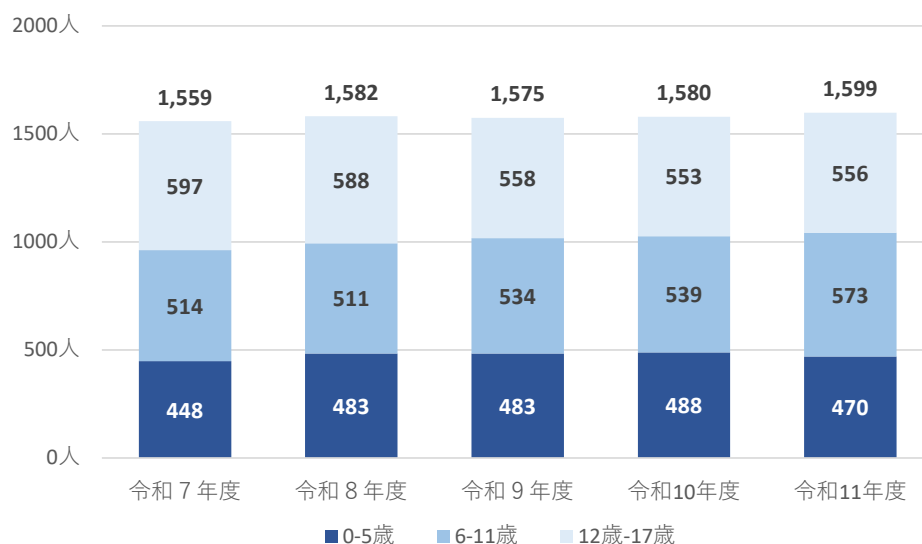
また、0～17歳の児童人口で見ると、1,500人台で推移することが見込まれます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	62	62	60	60	58
1歳	66	70	70	68	68
2歳	91	76	80	80	78
3歳	80	98	82	86	86
4歳	90	85	104	87	91
5歳	59	92	87	107	89
0～5歳合計	448	483	483	488	470
6歳	95	63	99	93	114
7歳	79	96	63	99	93
8歳	82	82	99	65	102
9歳	95	86	86	104	68
10歳	86	98	89	89	107
11歳	77	86	98	89	89
6～11歳合計	514	511	534	539	573
0～11歳合計	962	994	1,017	1,027	1,043
12歳	85	80	89	101	92
13歳	98	87	82	91	103
14歳	89	97	86	81	90
15歳	107	89	97	86	81
16歳	123	110	92	100	88
17歳	95	125	112	94	102
総計	1,559	1,582	1,575	1,580	1,599

資料：令和2年～令和6年の住民基本台帳人口を基に算出した推計値(各年4月1日現在)。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年(または同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。

こどもの人口推移



4 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについて、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」という。）」に準じて算出することとされています。

また、国の手引きでは、「量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、効果的・効率的な方法による算出を妨げるものではない」とされていること等から、以下のとおり教育保育の量の見込み等算出します。

〔量の見込みを算出する項目〕

対象事業	対象年齢
1号(幼稚園認定):認定こども園、幼稚園 ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号(保育認定):認定こども園、幼稚園 ＜共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭＞	3～5歳
2号(保育認定):認定こども園、保育所 ＜フルタイムの共働き家庭等、11時間以内の保育が必要な家庭＞	3～5歳
3号(保育認定):認定こども園、保育所	0歳、1歳、2歳

(1)教育・保育施設の現状

①運営状況

当別町には認定こども園が2園あります。運営状況は以下のとおりです。

名称	認可定員	事業者	開設時間
認定こども園当別夢の国幼稚園 (幼保連携型)	幼稚園:125人 保育:100人	社会福祉法人 高陽福祉会	保育園部: 7:30～18:30 (延長保育 18:30～19:30) 幼稚園部: 8:30～14:45
認定こども園おとぎのくに (公私連携幼保連携型)	幼稚園:55人 保育:163人	社会福祉法人 高陽福祉会	

②利用状況

令和2年度～令和6年度の教育・保育施設の利用者数は、以下のとおりです。(単位:人)

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園当別夢の国幼稚園	176	174	165	169	180
認定こども園おとぎのくに	101	96	103	110	126
合計	277	270	268	279	306

実績は各年4月1日

(2)量の見込みと確保方策(教育・保育施設)

教育・保育の量の見込みについては、第2期計画期間の教育・保育施設の利用実績を基に令和7年度以降のこどもの人口推計を勘案し、本計画期間における量の見込みを算出しています。

また、確保方策については、「認定こども園当別夢の国幼稚園」及び「認定こども園おとぎのくに」における現状の認可定員をもって、令和7年度以降に入園を希望する全てのこどもを受け入れられる体制が確保できていると考えられることから、2園の認可定員の合計値を確保方策として設定します。

なお、本計画策定後において、教育・保育施設の利用状況等が量の見込みと大きく乖離^{かいり}する場合には、計画期間の中間年を待たずして、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを行います。

1号認定:3～5歳 認定こども園等の幼稚園利用

(2号認定:3～5歳のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む) (単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
A 量の見込み	95	2	114	2	113	2	116	2	111	2
B 確保方策	180		180		180		180		180	
過不足(B-A)	83		64		65		62		67	

2号認定:3～5歳 認定こども園等の保育利用

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	107	129	128	131	124
B 確保方策	142	142	142	142	142
過不足(B-A)	35	13	14	11	18

3号認定:0～2歳 認定こども園等の保育利用

(単位:人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳	計	0歳	1歳	2歳
A 量の見込み	104	10	42	52	98	10	45	43	99	9	45	45	97	9	43	45	96	9	43	44
B 確保方策	121	30	45	46	121	30	45	46	121	30	45	46	121	30	45	46	121	30	45	46
過不足(B-A)	17	20	3	△6	23	20	0	3	22	21	0	1	24	21	2	1	25	21	2	2

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国の手引きに準じて算出することとされています。

また、国の手引きでは、「量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、効果的・効率的な方法による算出を妨げるものではない」とされていること等から、第2期計画期間の地域子ども・子育て支援事業の利用実績を基に令和7年度以降のこどもの人口推計を勘案し、本計画期間における量の見込みと確保方策を算出しています。

(1)利用者支援事業

【事業の概要】

こどもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在は、母子保健型の子育て世代包括支援センターを1カ所設置し、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:カ所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実施箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(実施箇所数)	1	1	1	1	1

【今後の方針】

引き続き、母子健康手帳交付時の面談、妊娠中期の妊婦訪問を行い、妊娠期から産後の見通しや、利用できるサービス、必要な手続きについての確認・助言を行います。また、訪問以外にも電話や来所等、妊婦の状況に応じた方法での支援と、妊娠期から子育て期を対象とする定例相談事業としてすすく相談を実施します。

また、令和4年の児童福祉法改正により、「市町村はこども家庭センターの整備に努めること」とされていますが、当別町では現在実施していません。

今後、子育て世代包括支援センター機能と、要支援児童及び要保護児童とその家庭、特定妊婦等を支援する子ども家庭総合支援拠点機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に向けて検討します。

さらに、令和4年の児童福祉法改正により、「市町村は地域子育て相談機関の整備に努めること」とされていますが、当別町では現在実施していません。

地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育て相談に応じ必要な助言等や子育て情報の提供を行い、能動的に子育て世帯とつながる工夫をすることが求められています。そして、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっていることから、他自治体の状況を調査・研究する等、事業の実施に向けて検討します。

(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

【事業の概要】

妊婦及び乳幼児、その保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

現在、当別地区では当別町総合保健福祉センターゆとり内で実施しています。西当別地区では認定こども園おとぎのくに内で実施し、令和5年度からは認定こども園おとぎのくにへ運営を委託し、認定こども園内で実施することで在園児との交流等の特色を活かし、子育て中の親子の交流や子育ての悩みを解消する場を提供しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	4,171	4,496	4,496	4,543	4,375
確保方策 (上段/年間延べ利用人数)	4,171	4,496	4,496	4,543	4,375
(下段/実施箇所数)	2	2	2	2	2

【今後の方針】

未就園の乳幼児及び保護者が同年代の子どもや地域社会との交流を持つことができる貴重な場であり、保護者の育児への不安や負担感を解消する場として、さらに保健師と連携することで子どもの健やかな育ちを支援し、子育て支援に関するサービスの向上を図ります。

今後、当別地区での実施について、乳幼児親子が利用しやすい新たな場所を確保し、運営を委託する等さらなるサービスの向上を目指します。

(3)妊婦健診事業

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、全ての妊婦に対し、14回分の妊婦健診費用と6回分の超音波(エコー)検査費用を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	91	91	88	88	85
確保方策 (実利用人数)	91	91	88	88	85

【今後の方針】

今後も全ての妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう、継続して実施します。また、受診結果に応じて、妊婦への支援や関係機関との情報共有を行います。

妊婦健診については、国において母子保健情報のデジタル化の推進により情報連携基盤(PMH)を活用した情報連携の本格導入が進められているため、町においても導入に向けた検証・検討を進めます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【事業の概要】

母子の健康増進と乳児の健やかな成長を支援するため、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭に保健師等が訪問し、母子の健康状況の確認や育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	58	58	56	56	54
確保方策 (実利用人数)	58	58	56	56	54

【今後の方針】

引き続き、保健師が訪問し、産後うつ予防や育児不安の軽減に取り組めます。

また、里帰り出産等、他市町村で産前産後を過ごす場合でも支援の切れ目とならないよう、引き続き医療機関や他市町村等関係機関と連携をとりながら実施します。

(5)養育支援訪問等事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	1	1	1	1	1
確保方策 (年間延べ利用人数)	4	4	4	4	4

【今後の方針】

養育支援が必要な家庭について、児童虐待の未然防止と早期発見や適切な対応ができるよう、関係機関との連携をとりながら支援につなげます。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業の概要】

保護者の疾病・疲労等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行う事業です。原則として7日以内の範囲で養育・保護を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	1	1	1	1	1
確保方策 (年間延べ利用人数)	4	4	4	4	4

【今後の方針】

必要な方が安心して利用できるように、広報やホームページ、子育てガイドブック等により事業を広く周知するとともに、利便性の向上を図ります。また、育児相談があった家庭に対して利用を促し、児童虐待の未然防止、早期発見を図ります。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)

【事業の概要】

ファミリー・サポートセンターにおいて、就労や通院、リフレッシュ等の私的理由でこどもの預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (週当たり延べ利用人数)	5	5	5	5	5
確保方策 (上段/週当たり延べ利用人数)	10	10	10	10	10
(下段/実施箇所数)	1	1	1	1	1

【今後の方針】

必要な方が安心して利用できるように、引き続き広報やホームページ、子育てガイドブック等により事業を広く周知します。また、利用会員と協力会員の増加を図り、利用者のニーズに沿った相互援助活動を支援します。

(8)一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、主に昼間において、幼稚園その他の場所において、一時的に預かりを行う事業です。

当別町では、認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間後に園内で預かり保育を実施する「一時預かり事業＜幼稚園型＞」を、認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくにで実施しています。また、非在園児を対象とする「一時預かり事業＜一般型＞」は、認定こども園おとぎのくにで実施しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

幼稚園型 (認定こども園2園)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	7,458	8,956	8,891	9,119	8,663
確保方策 (上段/年間延べ利用人数)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(下段/実施箇所数)	2	2	2	2	2
一般型 (認定こども園おとぎのくに)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (年間延べ利用人数)	1,021	1,101	1,101	1,113	1,072
確保方策 (上段/年間延べ利用人数)	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
(下段/実施箇所数)	1	1	1	1	1

【今後の方針】

今後も必要とする方が利用できるよう保育ニーズを把握しながら、事業を実施します。

また、必要に応じて、「子育て援助活動支援事業」等も利用できる体制について、今後も確保します。

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

【事業の概要】

保護者の多様化する就労形態や長時間就労等に対応するため、開所時間11時間を超える部分について、預かり保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人、人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(上段/実利用人数、 中段/年間延べ利用人数 下段/実施箇所数)	52 774 2	49 728 2	54 810 2	61 919 2	56 837 2
確保方策(上段/実利用人数、 中段/年間延べ利用人数、 下段/実施箇所数)	52 774 2	49 728 2	54 810 2	61 919 2	56 837 2

【今後の方針】

現在、認定こども園2園において11時間を超える預かりを行っており、現行体制の維持により必要量を確保することを基本としたうえで、必要に応じて「子育て援助活動支援事業」等も利用できる体制について、今後も確保します。

(10)病児・病後児保育事業

【事業の概要】

保育を必要とする病児・病後児について、保育所や病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業です。

現在は、ファミリー・サポートセンター事業により対応しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日、力所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	5	5	5	5	5
確保方策<病児・病後児保育事業> (上段/実施箇所数)	0	0	0	0	0
<ファミリー・サポートセンター> (中段/実施箇所数、 下段/年間延べ利用人数)	1 200	1 200	1 200	1 200	1 200

【今後の方針】

今後もファミリー・サポートセンター事業により対応することが可能であるため、現行体制を維持することを基本とし、必要とする方の利用ニーズを把握しながら、実施できる医療機関や認定こども園の看護師等の配置を求める等、環境整備を検討します。

(11)放課後児童健全育成事業(子どもプレイハウス)

【事業の概要】

放課後児童健全育成事業(子どもプレイハウス)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない等留守家庭の小学生に対して、放課後や長期休業中に、学校施設の教室等で適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

現在は、当別子どもプレイハウスはとうべつ学園内、西当別子どもプレイハウスは西当別小学校内で、小学6年生までを対象に実施し、運営は事業者へ委託しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実利用人数)	1年生	33	22	34	32	39
	2年生	21	25	16	26	24
	3年生	23	23	28	18	29
	4年生	34	31	31	37	24
	5年生	25	29	26	26	31
	6年生	18	20	23	21	21
	計	154	150	158	160	168
確保方策(利用可能人数)		200	200	200	200	200

【今後の方針】

引き続き、放課後等のこどもの居場所として、適切な遊びの提供や生活の場の環境整備を行います。

また、支援が必要な児童については、委託事業者と連携をしながら、対応する職員の確保及び配置に努めます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、給食費の一部を助成する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	1	1	1	1	1
確保方策(実利用人数)	2	2	2	2	2

【今後の方針】

保護者の世帯所得の影響を受けることなく、特定教育・保育施設を利用できるよう、今後も全てのこどもの健やかな成長を支援します。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の概要】

新規事業者に対しては、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援や相談・助言等の支援を行う事業及び健康面・発達面等において特別な支援が必要なこどもを町内認定こども園で受け入れるための職員加配の促進等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	8	8	8	8	8
確保方策(実利用人数)	8	8	8	8	8

【今後の方針】

新規事業者に対する相談・支援については、地域ニーズ等を踏まえ必要に応じて検討します。

また、特別な支援が必要なこどもを町内認定こども園で受け入れるために本事業を活用し、今後もこどもの健やかな成長につなげます。

(14)産後ケア事業

【事業の概要】

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、新たに「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられた事業です。当別町では母子保健法に基づき、令和4年度より実施しています。

出産後の母子が安心して子育てに臨めるよう、出産後一定期間において、医療機関や助産院への宿泊や、助産師の家庭訪問により、心身のケアや育児サポート等を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	38	38	37	37	36
確保方策 (年間延べ利用人数)	38	38	37	37	36

【今後の方針】

必要なケースが利用に結びついており、継続利用が多く満足度の高い事業となっているため、継続して実施します。宿泊型、訪問型に加え、日帰り型も導入し、より対象者のニーズにあった事業としていきます。

また、対象者が抱える課題の解決に向け委託機関の助産師と情報共有を図り、必要な支援につなげます。

(15)妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

令和5年度から「当別町出産・子育て応援給付金事業・伴走型相談支援事業」として実施していますが、令和6年の子ども・子育て支援法改正により、児童福祉法に改めて位置付けられた事業です。

妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に応じ、安心して赤ちゃんを迎え、育てていくために必要な援助や情報提供を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実利用人数)	150	186	180	180	174
確保方策 (実利用人数)	150	186	180	180	174

【今後の方針】

引き続き、健やかな妊娠期と出産、子育てを包括的に支援できるよう事業を実施します。

(16)子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象として、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐための事業です。

【今後の方針】

当別町では現在実施していませんが、子育て家庭や妊産婦等において、不安や悩みの解消と家庭や養育環境を整える支援は、ニーズも高かつ重要と考えることから、事業の実施に向けて検討をします。

(17)児童育成支援拠点事業

【事業の概要】

令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方針】

当別町では現在実施していませんが、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業等の推進に活用できる事業として、ニーズの把握や関係機関との連携、他自治体の状況を調査・研究する等、事業の実施に向けて検討します。

(18)親子関係形成支援事業

【事業の概要】

令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【今後の方針】

当別町では現在実施していませんが、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業であることから、ニーズの把握や関係機関との連携、他自治体の状況を調査・研究する等、事業の実施に向けて検討します。

6 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保方策

令和6年の子ども・子育て支援法等の改正により、全ての子育て世帯において、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、および孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的に、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもを対象とした、ひと月の利用時間の上限までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟な利用が可能な事業です。

市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、当別町では令和8年度からの実施に向けて検討することとし、次のとおり設定します。

【量の見込みと確保方策】

※未就園児1人当たりのひと月の利用時間は、10時間を上限とします。

(単位:人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(必要定員数)		3	3	3	3
	確保方策(必要定員数)		3	3	3	3
1歳児	量の見込み(必要定員数)		2	2	2	2
	確保方策(必要定員数)		2	2	2	2
2歳児	量の見込み(必要定員数)		2	2	2	2
	確保方策(必要定員数)		2	2	2	2

【今後の方針】

ニーズ調査結果では、就学前児童保護者のニーズは高いことから重要な事業と考えるが、国の制度設計や支援体制等の動向を見据え、また、町が実施する他の事業での充足可能であるか等を見極めつつ、事業の提供方法や体制について検討します。

7 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の質の向上

当別町の教育・保育施設については、現在、認定こども園当別夢の国幼稚園と認定こども園おとぎのくにの2園によって提供量は充足しているため、現行の体制を確保しつつ、柔軟に対応します。

教育・保育の質の向上について、教育・保育施設等に勤務する保育教諭等に対して積極的な研修等への参加を推奨し、各種研修等の案内や情報提供を行います。

また、発達に遅れのあるこどもや障がい児、外国籍のこども等特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えます。

さらに、当別町幼保小接続プログラムに基づき、認定こども園と小学校及び義務教育学校の連携と交流をより推進することで、こどもたちが幼児教育から小学校教育への接続期において、円滑な接続が図られるよう、他の関係機関とも連携しながら切れ目のない支援を進めます。

第6章 計画の推進・管理体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、こども分野だけでなく保健・医療・福祉・教育・就労等、多岐にわたる分野が関連するため、関係部局との連携・調整を図りながら総合的かつ円滑に各施策(事業)を推進します。

こども・若者の権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、こどもの育ちについて地域一体で支える等、関係機関や地域等との連携・協働が不可欠です。こどもの保護者や家族、先生や保育教諭、支援者や周囲のおとな、学校や居場所、地域社会や政策・文化、社会環境等、相互が影響を与えあい、こどもにとってよりよい環境が保障され、それらの中でこども・若者が育っていくことが大切です。

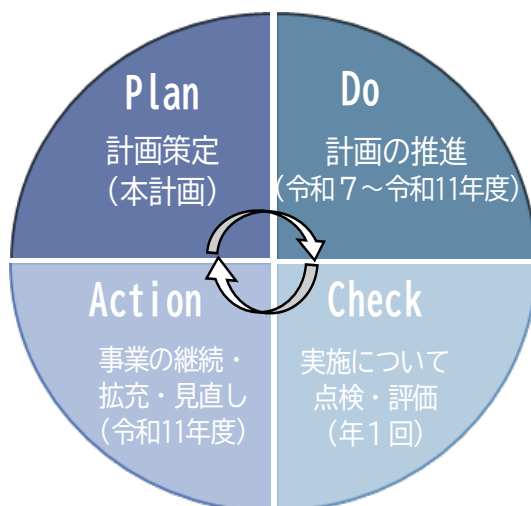
2 計画の管理体制

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者(保護者)や支援者、保育・教育関係者等から構成する「当別町子ども・子育て会議」を設置し、こども・若者関連施策の総合的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を審議する場として議論を行ってきました。

計画策定後は、各施策(事業)の進捗状況の管理や評価・検証について、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期まで切れ目なく総合的な視点により、PDCAサイクルの流れに沿い、「当別町子ども・子育て会議」において継続的に進行管理と評価・検証を行います。

なお、点検・評価の結果については、広く公表してまいります。

※PDCAサイクルとは、「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(評価)」「Action(改善)」の4ステップを繰り返すことで継続的な業務改善を可能にする手法のことです。



資料編

資料編

1 当別町子ども・子育て会議委員名簿と審議経過等

■ 委員名簿

役職	所属団体	委員氏名	備考
会 長	北海道医療大学	金 澤 潤一郎	心理科学部 准教授 (1号委員 学識経験)
副会長	当別町民生児童委員協議会	難 波 雅 美	主任児童委員 (2号委員 関係団体)
委 員	当別町立学校校長会	八木橋 桂 二	西当別小学校 校長 (1号委員 学識経験) ~R6.4.16
		潟 沼 史 朗	西当別小学校 校長 (1号委員 学識経験) R6.4.17~
委 員	認定こども園 当別夢の国幼稚園	砂 田 敦 子	認定こども園長 (2号委員 関係団体)
委 員	認定こども園おとぎのくに	五十嵐 京 湖	認定こども園長 (2号委員 関係団体)
委 員	社会福祉法人 ゆうゆう	湯 川 正 雄	(2号委員 関係団体)
委 員	当別町PTA連合会	中 田 綾 子	PTA連合会 会長 (3号委員 保護者)
委 員	認定こども園 当別夢の国幼稚園PTA	高 田 裕 輔	PTA代表 (3号委員 保護者) ~R6.4.23
		山 田 恵理子	PTA代表 (3号委員 保護者) R6.4.24~
委 員	認定こども園 おとぎのくにPTA	袴 田 智 志	PTA会長(3号委員 保護者)
委 員	一般公募	津 崎 弘 樹	(4号委員 公募)
委 員	一般公募	辻 野 浩	(4号委員 公募) ~R5.9.30
委 員	一般公募	坪 田 拓 郎	(4号委員 公募) R5.10.1~
委 員	一般公募	樫 谷 絢 乃	(4号委員 公募) R5.10.1~R6.7.26

■ 審議経過

年月日	審議内容
令和5年 6月27日	令和5年度 第1回 ・第2期当別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期当別町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)等について
令和5年 11月29日	令和5年度 第2回 ・第3期当別町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)等について
令和6年 2月29日	令和5年度 第3回【書面開催】 ・第3期当別町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託公募型プロポーザル審査結果報告について ・(仮称)当別町こども計画策定スケジュール及び令和6年度子ども・子育て会議実施予定等について
令和6年 5月2日	令和6年度 第1回【書面開催】 ・(仮称)当別町こども計画策定に係る調査票(案)への意見等について
令和6年 9月17日	令和6年度 第2回 ・第2期当別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・基礎調査結果<速報版>の報告について ・こども等の意見聴取(案)について
令和6年 10月15日	令和6年度 第3回 ・基礎調査結果報告書<本編>の報告について ・令和7～11年度における各見込み量(案)について ・施策体系(案)について
令和6年 12月23日	令和6年度 第4回 ・こども・若者の意見聴取の実施報告について ・子ども・子育て会議委員からの意見及び町の考え等について ・計画名称(案)について ・(仮称)当別町こども計画<本編、別冊>(案)について ・パブリックコメントの実施(案)について
令和7年 2月25日	令和6年度 第5回 ・パブリックコメントの実施結果について ・とうべつこども ^{ひらり} HIRARI計画～こどもの未来のために～<本編・別冊、概要版、やさしい版>(案)について

計画の策定にあたって

当別町の現状と課題

計画の基本的な考え方

施策の展開

第3期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進・管理体制

資料編

■ 会議条例

当別町子ども・子育て会議条例

平成25年6月14日条例第14号

改正 平成28年3月17日条例第6号
令和5年3月17日条例第7号
令和6年3月29日条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、当別町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げること。
- (2) 法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関係する団体の推薦を受けた者
- (3) 法第6条に規定する子どもの保護者
- (4) 町長が公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 こども・若者の意見聴取結果

こども基本法第11条では、「こども施策を策定する際には、こども・若者の意見を反映するために必要な措置を講ずるもの」とされており、社会教育課が実施する TOWNミーティング^{タウン}の場を活用して、意見聴取を行いました。

■実施概要

実施日時	令和6年11月15日、19日、26日 ※いずれも16時～17時30分
実施場所	白樺コミュニティセンター大研修室
参加対象・人数	とうべつ学園、西当別小学校、西当別中学校、当別高等学校、北海道医療大学に在籍する児童会・生徒会等役員 16名
テーマ	これからも住み続けたいと思える当別町ってどんなまち？

■意見聴取結果

<第1回目>

・当別町の好きなところ(気に入っているところ、楽しいところ等)

【当別の自然】

- ・とうべつ学園の校舎が当別の木でできている
- ・動物が多い、きつねによくあう
- ・道民の森で自然を学べる
- ・空気が綺麗
- ・川にサケがいる

【当別の食べ物】

- ・給食がおいしい
- ・太美の野菜の杜、コメが安くて美味しい
- ・野菜が安い
- ・ロイズ駅に観光客多い
- ・ロイズが美味しい
- ・ディリリのクッキー美味しい
- ・小林商店、良いものが多い
- ・いとじん美味しい

【総合体育館】

- ・身近にある
- ・60円で使える、安く借りれる
- ・大きくて綺麗でロビーも広い
- ・アイスや飲み物を買える
- ・やってる時間が長い
- ・誰でも使える、遠慮なく行ける
- ・自分の都合に合わせて使える
(このことを知らない人が多い)
- ・ランニングコースあるのが嬉しい
- ・筋トレ、ランニングができる
- ・スポーツ、ダンスなど色々できる
- ・部活の自主練として使える
(バトミントン、バスケ、筋トレ)
- ・大きくて専用コートがある
- ・ボール等を借りれる

【西当別コミュニティセンター】

- ・使いやすい
- ・60円で使える、安い
- ・化学の本が借りれる
- ・ラケット、ボール借りてスポーツができる
- ・友達とバトミントンをしによく行く
- ・図書館をよく使う
- ・(総合)体育館が使えない時に利用する
- ・総合体育館のような規模があると良い

【白樺コミュニティセンター】

- ・演劇で使われる

【部活動】

- ・異学年、他学年と話せて交流できる
- ・自分の好きなことに集中でき、中心的にできる
- ・楽しい
- ・種類が豊富
- ・自分の特技を発揮できる
- ・全道出る部はすごい
- ・吹奏楽部、金賞すごい

【とうべつ花火大会、神社のお祭り】

- ・身近にあるので友達と行きやすい
- ・たくさん花火があがり豪華で綺麗
- ・札幌から来る人もいる
- ・屋台がたくさんくる
- ・おいしい食べ物がある
- ・夏っぽい、楽しい
- ・くじ引き、スマートボール、カラフル
- ・ダンスができる、みれる

【図書館】

- ・医療大図書館…勉強ができる
- ・西当別コミュニティセンター内の図書館
…イベントがある

【学校】

- ・ふれあいバスの授業・乗車体験
- ・当別のことを知れる
- ・職人の会で製作体験できる
- ・修学旅行でいろんな体験ができる
- ・とうべつ学園が有名

【公園、外遊び】

- ・太美駅の近くに大きな公園(遊遊公園)がある。テニスコート、サッカー場がある。
- ・スウェーデンヒルズの近くに大きな公園(あいあい公園)がある。野球、水遊び、小さな子が遊べる。
- ・阿蘇公園(当別駅の近く)がある
- ・阿蘇公園では花火ができる

【その他】

- ・スーパー、サツドラがある
- ・休日はスポーツをしている(できる)

・当別町の嫌なところ(足りてないと思うもの、変えたいと思うもの等)

【当別の自然】

- ・道民の森は虫が多い
- ・風が強い
- ・川の水の色が汚い

【当別の食べ物】

- ・もっと広めたりいかしてほしい

【総合体育館】

- ・体育館が狭い(大人数で使用する時)
- ・利用時間を増やしてほしい(19時まで)
- ・バトミントンの道具の貸し出しをして欲しい(特にシャトル)
- ・バレーボールは「ソフトボール」しか貸し出されない
- ・利用状況(今の時間混雑具合など)をインターネットで見れるといい
- ・使用手続きについて外国人が困っていた
- ・水が鉄の味する

【図書館】

- ・太美(西当別)にも図書館欲しい
- ・蔵書が少ない(西当別コミュニティセンター)
- ・イベントがあるとよい
- ・勉強ができるところを増やしてほしい

【白樺コミュニティセンター】

- ・トイレが古い

【学校】

- ・習字道具が高い、サブスク的な使い方ができたら良い
- ・習字道具とか教材を学校に置きたい
- ・外国語が話せる先生が少ない
- ・先生不足
- ・西当別小の校舎の中に寒い風がくる
- ・西当別小の3階にもトイレが欲しい
- ・とうべつ学園にエアコンが欲しい

【公園】

- ・公園の遊具が壊れている
- ・早く修理して欲しい
- ・いたずらでシールが貼られている
- ・公園が整備されていない
(遊具が使えなくなってきた)
- ・花火の申請の仕方が難しい
(もう少し簡単にネットで完結)
- ・外でスポーツできる場所が欲しい

【部活動】

- ・西当別中は体育館が狭い
- ・種類がもっとあったらいい。(例)スキー部、バレー部(男女)、ポケモン部、テニス部など
- ・(練習量が多いと)夏休みや冬休みが減る
- ・部員の人数が少ない(集団競技に支障が出る)
- ・暑さ、寒さ対策をしてほしい

【とうべつ花火大会、神社のお祭り】

- ・当別ならではのものをもっと出して欲しい
- ・人が多い(混雑している)
- ・屋台の値段が高い、安くして欲しい

【その他】

- ・バス停が分かりづらい
- ・石狩にあった子ども会が(地域に)ない
- ・マクドナルド、イオン、ドン・キホーテが欲しい
- ・休日は町外(特に札幌)に出かける人が増加
- ・娯楽施設はパチンコ店のみの印象

<第2回目>

- ・将来、こうなってほしくないなと思うことは？

【当別の自然】

- ・当別の魅力である自然が今よりなくなる
- ・当別にしかない自然の魅力が減る
- ・自然がなくなったら、当別はほとんど何もない
- ・自然が少ない
- ・木が少なくなり、木がなくなって風が強くなる
- ・動物がいなくなり、会えなくなる
- ・空気が汚くなる
- ・川が汚い
- ・ゴミだらけ
- ・(川に)サケがいなくなる

【当別の食べ物】

- ・地産地消をしない
- ・野菜、米がとれなくなる
- ・野菜が高くなる
- ・給食は美味しいままがいい
- ・食べ物が作られなくなって、美味しい給食が食べられなくなる
- ・給食の献立を立てる栄養士が変わる
- ・給食料金が高くなってほしくない
- ・飲食店が減る
- ・料理が不味くなる

【学校】

- ・ずっとタブレットを使う(タブレットだけだと頭に良くないらしい)
- ・学校に持ってくるものが多すぎる
- ・修学旅行(の行き先)が近いところになる
- ・学校に通うためのお金がもっとかかる
- ・エアコンが使えない
- ・生徒の数が少なくなり、1クラスになる、学校が1つに統合される
- ・学校がなくなる(オンラインになるとか)
- ・当別高校がなくなる

【まち・人口・仕事】

- ・他の市町村と合併はしてほしくない
- ・仕事が減っていると、住めなくなるかも
- ・町民1,000人以下という状況は寂しい
- ・人口が減る、人がいないのは嫌だ
- ・お祭りに人がこない

【観光・お店】

- ・お店がなくなっている(シャッターだらけだと寂しい)
- ・買い物ができない(スーパーがないと困る)
- ・ローソンがなくなる
- ・日の丸亭がなくなる
- ・観光客が来すぎると生活に支障が出る可能性もある
- ・田舎すぎる

【公園】

- ・遊具がない公園だらけ、壊れている
- ・公園の草がぼうぼうな状態は嫌だ
- ・公園が減る、公園がなくなる
- ・遊ぶ場所がなくなる
- ・遊べる所が減っていたら嫌だ
- ・遊ぶ場所がない、少ないと友達と遊べなくなる
- ・公園が減ったら、子どもが外で遊ばなくなる
- ・子どもが遊べる場所が減れば、家族は当別に少なくなると思う

【交通】

- ・JRの本数が今より減ってたら困る
- ・JRがなくなっていると生活に困る
- ・当別駅廃止は嫌だ
- ・医療大駅がないのは嫌だ
- ・交通手段が少ないのは困る

【病院】

- ・病院がないと困る
- ・耳鼻科やクリニックなどが無い

【その他】

- ・今回のTOWNミーティングのような「学生の意見が伝わる」機会がない
- ・当別ならではのイベントがない
- ・子育ての支援が充実していない
- ・治安が悪いと嫌だ

・将来、こうなっていたらいいなと思うことは？

【当別の自然】

- ・自然豊かなまま →豊かな状態は植物や緑がたくさん残っている状態のこと
- ・自然、動物がたくさんいる
→野生動物やフクロウがいることで町が有名になって、見に来る人も増えるとよい
- ・自然が増える
- ・木を植える活動が増える
- ・川がきれい
- ・空気がきれいなまま
- ・サファリパーク(当別の動物)
- ・ゴミを管理できている

【当別の食べ物】

- ・野菜等の当別ブランドができるといい
- ・もっと当別の食べ物が広まっている
- ・いろんな人に美味しい食べ物が伝わって欲しい
- ・当別の食べ物が外国でも通用するようになってほしい
- ・食べ物が品種改良でさらに美味くなる
- ・マックで当別の食材を使うハンバーガーとか出たらいい
- ・給食を残す人が多いから、自分で好きな量だけ取れるようにする
- ・生徒も給食を作ったり、選んだりできる
- ・農家が増える

【学校】

- ・タブレットではなくいっぱい書いて勉強する
- ・学校が今ぐらい綺麗に整っている(とうべつ学園)
- ・きれいなまま残ってほしい(とうべつ学園)
- ・西当別小学校、中学校が残ってほしい
→新しくしてほしい部分もある(体育館)
- ・もっときれいになっている(西当別)
- ・学校の温度調節ができるようになってほしい
- ・道具置き場できる
- ・学校に自動販売機がある
- ・中学、高校増えてほしい
- ・個人進路の学校がある
- ・いじめがなくなる
- ・先生がAIになる

【まちの家】

- ・きれいでピカピカの家がたくさん
- ・空き家がない状態がいい

【お店】

- ・24時間ジムが欲しい
- ・学生が楽しめる場所が欲しい(ゲームセンター)
- ・パチンコではなくテーマパークが欲しい
- ・自然を生かしたイベントや自然を感じられる施設が増える
- ・当別駅前にマック、スタバ、ハードオフ、オフハウスが欲しい
- ・基本的な施設が整っている(本屋、100均)
- ・カードショップ
→ポケカを買うために近くにほしい
- ・マック、コメダ、イオン、ダイソー、ドンキ、スタバ、猫カフェ
- ・ウーバーイーツがほしい
→ご飯をつくるのが面倒なときがあるので、そういうときに利用したい
- ・スーパー、飲食店が増える
- ・チェーン店が多い状態
- ・デパートがある
- ・日の丸亭はなくなってはいけない
- ・減税

【公園】

- ・きれいな遊具がたくさんある公園が良い
- ・きれいな公園がたくさんあるとよい
- ・公園の遊具が増える
- ・バスケットコートが欲しい
- ・室内で遊ぶ所がいっぱい欲しい、室内公園がある
- ・アスレチックが欲しい
- ・ちゃんとした時計が欲しい
- ・週一のゴミ拾い、ゴミがない

【スポーツ】

- ・パルクール・運動場が増えて欲しい
- ・全国にいけるレベルで部活が強い
→例えばサッカーチームが強いなど
- ・小学生から入れるスポーツ少年団ができる
- ・中学生以上のクラブチームが欲しい
→少人数なので近隣市町村と合同が多いので。合同でもよいが、クラブチームが欲しい。

【交通】

- ・電車の本数増やして欲しい
- ・JRの本数が2倍くらい
- ・江別までのバスが欲しい
- ・ふれあいバスはなくなってほしくない

【その他】

- ・「当別に行きたい」と思えるようなモノ、コトがある
- ・お祭りや花火大会などの行事が増えている
- ・他の地域にはないものがもっと広まっている(例えば当別高校)
- ・当別へ旅行したら楽しかったと思ってもらえるような所であってほしい
- ・若い世代が増えて、人口も増加する
- ・みんなが親切なまち
- ・子育てがしやすい環境
- ・街灯が増えて欲しい
- ・いつでも学べる環境がある(自習スペース等)

<第3回目>

こども・若者が住みたい当別町！ 意見発表会

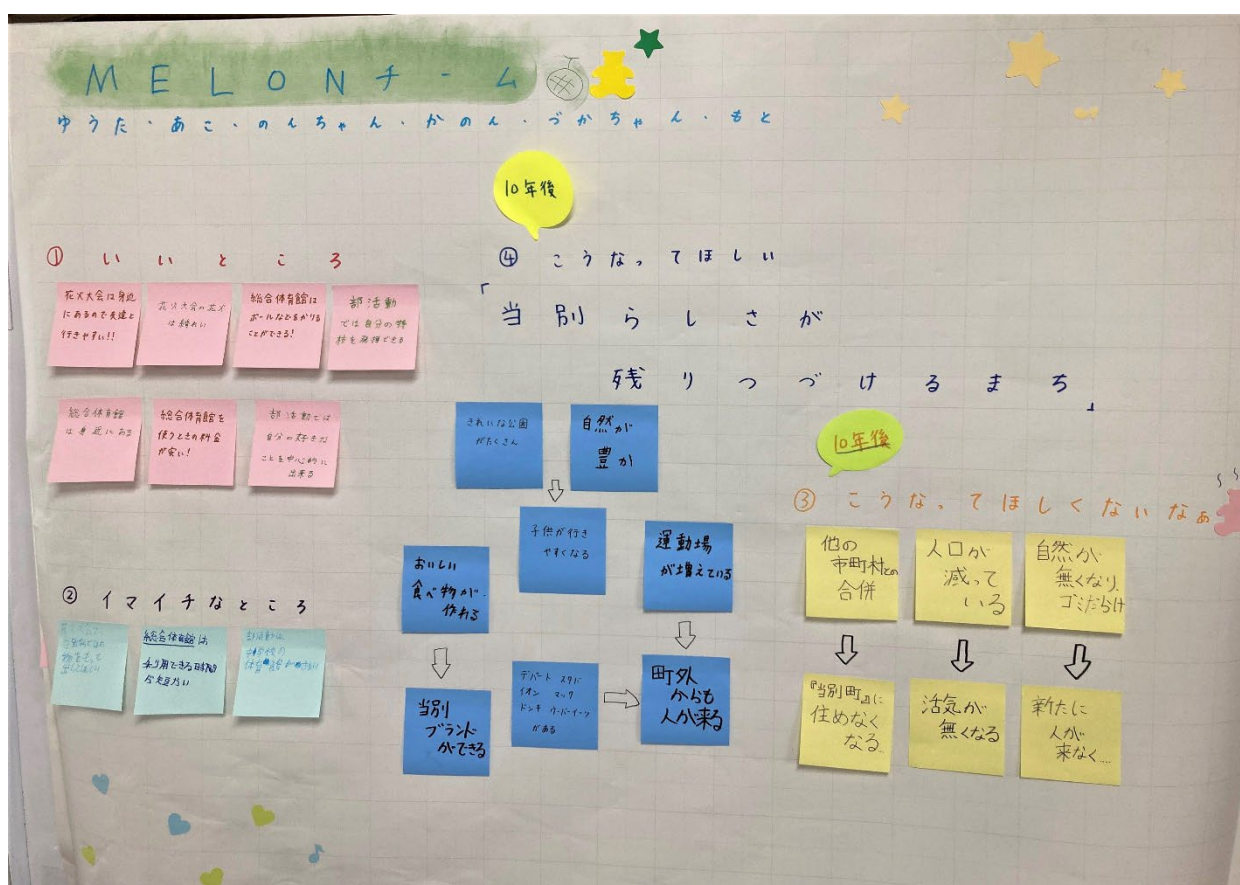
- ・1回目・2回目のミーティングで出た意見をまとめ、次の内容で発表へ向けた準備をした後に、意見発表会を行いました。

<テーマ>これからも住み続けたい当別町ってどんなまち？

- まちのいいなと思うところ
- まちの改善してほしいところ
- 10年後こうなってほしくない
- 10年後こうなってほしい（○○○○なまち、その理由）

- ・意見発表会の内容は、本計画第2章中「3 こども・若者の意見聴取結果」へ掲載しています。
- ・意見発表会へ向けてこども・若者がまとめた成果品は、以下のとおりです。

A チーム（小学生、中学生）



B チーム (小学生、中学生)

B チーム メンバー: あおい、あすか、みゆ、れんと、しほん

① まちのいいなと思うところ。

- 給食がおいしい(当別の食材を使っている)
- 自然が多い
- 動物が多い
- コミュニティーセンターで、道具を借りていろいろなスポーツができる
- 花火がきれい

② まちの改善してほしいところ

- 学校のせつびをちゃんとしてほしい。
- 遊ぶ場所が少ない。
- チェーン店を増やしてほしい。

③ 10年後こうなってほしくないなあ

- 遊具がなくなる
- 空気が汚くなる
- 野菜がとれなくなる(高くなる)
- 給食がおいしくなくなる
- 人口が減る
- 動物がいなくなる
- 飲食店が減る
- 自然が少なくなる
- 川がもてよこれる
- 学校がオンラインになる
- お祭りがなくなる

10年後こうなってほしい

自然が多く、みんなが親切なまち

- 川がきれい
- 自然が多くなる
- 飲食店が増える(例: コーヒー、スナックなど)
- 学校の設備が整う
- 農家が増える
- 人口が増える
- 食べ物やさしくおいしくなる
- 公園の遊具が増える

〈理由〉

- 自然が増えて住みやすくなってほしいから
- みんなが充実した生活を送れるようになってほしいから

C チーム (中学生、高校生、大学生)

C チーム

チームメンバー: 福田、阿部、坂井、渡邊、(木葉)、(鈴木)

1. まちのいいなと思うところ

- 図書館、体育館など施設が整っている。
- 自然が近くにある。
- 駅近に公園がある。

10年後こうなってほしくないなあ

- 当別町の人口が減少してゐる
- 電車の便数が減る
- 当別にしかない自然の魅力がなくなる

10年後こうなってほしい!

住み続けたい当別町

若者が集う町

まちのイマイチなところ改善してほしいところ

- 就労できる所が少ない
- 公園内が整備されていない
- バレーボールが「ソフト」しか貸し出しされない

電車の本数が多いまち

若い世代が中心の人口が多いまち

自然を生かしたイベント施設が多いまち

〈理由〉

- 電車の本数が多いと観光客が来やすいから
- 若い世代が多いと盛り上がるから
- せめて自然が近い距離で訪れてほしいため

計画の策定にあたって

当別町の現状と課題

計画の基本的な考え方

施策の展開

第3期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進・管理体制

資料編

3 子育て当事者等の意見聴取結果

こども基本法第11条では、「こども施策を策定する際には、こどもを養育する者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるもの」とされています。

当別町では、子育て当事者等で構成する子ども・子育て会議委員から意見聴取し、以下のとおり対応しました。

■意見への対応状況

- | | |
|--------------------|-----|
| (1)計画案へ反映するもの | 11件 |
| (2)事業実施段階等で参考とするもの | 29件 |
| (3)反映できないもの | 7件 |

■意見の内容、町の考え方等

(1)計画案へ反映するもの

項目	意見	考え方等
公園等	・公園等野外の活動場所の充実について、優先的に取り組むべき。 ・いつどんなふうに着工されるのかが目に見えてわからないので、ずっと直っていない認識につながるのもあると思う。	・令和7年度に当別町公園施設長寿命化計画の見直しを予定しており、計画に基づき都市公園の修繕等を行います。遊具の更新は、地域の小学生等にアンケートを取り、満足度の高いものとなるよう取り進めます。 ・どの公園がいつ修繕されるのかわかるよう、広報・ホームページ等で周知します。 ※基本目標1「全てのこどもの権利を大切にする環境の充実」、主要施策(3)居場所づくりへ反映します。
産後ケア	・産後ケアの更なる充実について、優先的に取り組むべき。 ・産後のケアとは、妊産婦に対するものか、新生児に対するものかを見極める必要がある。	・児の成長・発達や健康は、妊娠期から産後までの母親の心身の健康状態や過ごし方の他、環境や家庭内のサポート体制等に大きく影響を受け、妊産婦の抱える不安や悩みも様々です。 ・個々の状況を把握し、包括的に寄り添った支援やケアをする必要があると考えるため、事業実施時や支援時に反映します。 ※基本目標3「安心してこどもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(1)こどもと親の健康を守る体制の充実へ反映します。
子育てに関する情報発信	・こどもができて初めて知る施策や制度が多いので、こどもがいない若者にも積極的に子育てに関する情報を発信していくべき。 ・町の公式LINEをもっと活用すべきと考える。パッとみたときに妊婦さん向け、子育てママ向けのページへ飛べると今こんな	・広報・ホームページ、子育てガイドブックについて、見やすさや内容の工夫等を行い、より効果的に広く周知します。 ・町の公式LINE等のSNSの他、子育てアプリ等を活用し、必要な情報を必要な方に届けられるよう積極的な情報発信に努めます。

項目	意見	考え方等
	イベントがあるんだ等、自分の悩みを解決できそうな場所へつながることができる。	※基本目標3「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」、主要施策(3)子育てに関する協力体制の充実へ反映します。
移住定住 (Uターン)	・若い世代に住み続けてもらうよりも、町外に一度転出しても、当別町に戻り子育てをしたいと思える環境を作っていくことが重要。	・関係部署と情報共有するとともに、子育て環境の充実について検討します。 ※基本目標3「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」、主要施策(4)暮らしやすいまちづくりの推進へ反映します。
住宅取得に係る支援助成	・移住促進にもなり、大変素晴らしい取組である。	・住宅取得に係る支援は令和4年1月から実施しており、子育て世帯が転入する等、一定の効果が出ています。 ・令和6年4月からは新たに中古住宅の購入も対象とする等制度を拡大しており、一定のニーズがあることから事業を継続して実施します。 ※基本目標3「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」、主要施策(5)少子化対策と経済的支援へ反映します。
高等学校等生徒の通学交通費助成 <再掲>	・移住促進にもなり、大変素晴らしい取組	・令和6年度から新たに実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。 ※基本目標3「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」、主要施策(5)少子化対策と経済的支援へ反映します。
図書館	・絵本の読み聞かせやいろいろな知識に触れる機会、興味を拓ける機会をつくりたい。	・絵本の読み聞かせ等は現在実施しています。 ・興味を拓ける機会をさらに進めるとともに、事業実施について、広報やホームページ等で周知します。 ※基本目標2「こどもの成長に応じた切れ目のない支援の充実」、主要施策(2)こどもの生きる力を育む教育の充実へ反映します。
医療体制	・小児科の医師がいることで、子育ての安心感がとても高まった。この先、小児科を守るとともに、産科やその他の医療機関・療育機関(医療大が、遠くになっても)との連携を、もっと密にし、連携をピーアールできる方法を考えていくことが大切。	・町内の医療体制の維持に努めます。 ・救急医療の情報等医療に関する情報について積極的に周知します。 ・今後もさらに医療機関・療育機関等との連携を図り、切れ目のない支援を行います。 ※基本目標3「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」、主要施策(1)子どもと親の健康を守る体制の充実へ反映します。

項目	意見	考え方等
妊産婦家庭の家事援助・育児支援	・妊産婦家庭の家事援助や育児支援等について、優先的に取り組むべき。	・家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象として、訪問支援員が対象者の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援する「子育て世帯訪問支援事業」がありますが、現時点では実施していません。 ・家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的として、本計画期間内の実施に向けて検討します。 ※「第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画、5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、(16)子育て世帯訪問支援事業」へ反映します。
子育ての環境の整備	・子育ての環境が整っていることについて、優先的に取り組むべき。	・重要なことと考えることから、子育て環境の整備について関係部署と情報共有するとともに、効果的な手法等を検討します。 ※基本目標3「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」、主要施策(3)子育てに関する協力体制の充実へ反映します。
障がい児(者)の通学補助 ＜再掲＞	・障がいのあるお子さんが町外に通う際に通学する手段をサポートしてほしい。タクシー対応、有償運送の費用を町で負担する、ファミリーサポートを通学で利用する際に町外の学校まで可能にする等。	・令和6年度から冬期間(11～3月)のみ、町外の特別支援学校に通学する中学生以下の方について、移動支援事業の利用を認め実施しています。 ・必要に応じて見直すことを踏まえ、継続して実施します。 ※基本目標5「配慮を必要とする子どもへの支援の充実」、主要施策(1)あらゆる子どもと子育て家庭が幸せに暮らすことができる支援の充実へ反映します。

(2)事業実施段階等で参考とするもの

項目	意見	考え方等
公園等	・新しい公園や施設を作ることではなく、今ある公園や施設を維持していくことが大切。	・今後、計画の見直しや施設の修繕・更新を実施する場合に参考とします。
交通	・江別、札幌方面への移動が今よりも低コスト、短時間でできるといい。	・現時点では、低コストかつ短時間での移動手段の確保は難しい状況ですが、利用ニーズに沿った利便性の高い公共交通の構築を目指します。 ・町民のニーズを踏まえつつ、JR 北海道への要望等を検討します。

項目	意見	考え方等
出産祝い金 (現在実施 なし)	・1人目から出産祝い金があるといい。	・関係部署で情報共有し、事業実施段階にあたっては効果的な手法等を検討します。
	・3人目のお子さんが生まれたら、出産祝い金があるといい。	・関係部署で情報共有し、事業実施段階にあたっては効果的な手法等を検討します。
町民アイデアを反映するシステムの確立	・町民全体でこどもを見守る意識が高まり、町民のアイデアが施策に反映されるシステムが確立するとよいのではないかな。	・事業実施段階等で参考とします。
屋内遊戯施設	・冬期間の身体を動かす場、こどもが集まる場所として、さらに高齢者が運動できる器具を設置して、世代間交流の場として作って欲しい。親同士の交流の場も一緒に作れると良い。	・多世代が多目的で利用できる施設の要望と考えます。 ・今後、施設の新設・改築する場合(目的変更等含む)に、関係部署と情報共有し、参考にします。
地域支援	・「町内会ぐるみの子育て」という施策も、個人的には当別町で是非やってみたい。	・類似した事業では、地域住民と子育て世帯の保護者との相互援助活動である「ファミリー・サポートセンター事業」があります。 ・事業の在り方を踏まえ、事業実施段階等で参考とします。
子育てに父親を参加させるきっかけ作り	・これから子供をもつ夫婦・父親が、すでに子育てをしている先輩夫婦・父親から話を聞ける場を設ける施策に取り組むべき(ポイントは、父親も巻き込むこと)。	・個々の状況を把握し、包括的に寄り添った支援やケアをする必要があると考えるため、事業実施時や支援時に参考とします。
高等学校等生徒の通学交通費助成<再掲>	・高校の交通費補助の増額に取り組むべき。	・今後の事業実施にあたり参考とします。
	・1万円を超える額の 2/3 の助成だが、学校によって助成が変わるのではなく、一律5千円の支給の方が助かる。当別地区と西当別地区での差もあり、助成を受けられない家庭が多い。	・今後の事業実施にあたり参考とします。
コワーキングスペースの設置	・当別でもある程度の収入が得られるような仕事ができる環境づくりが必要であると思うが、そのための具体的な施策の1つとして、「コワーキングスペースの設置」というのが有効ではないかな。	・町民のニーズを踏まえつつ、コワーキングスペース設置の必要性について検討します。
助成(現在実施なし)	・除排雪の補助があること。	・事業実施段階等で参考とします。
必要な制度	・「子どもに対して優しい環境」「子育てでいざという時に頼れるところの確保」「仕事と家庭の両立の問題の解決策」等、女性も長時間働くようになって、このような問題を抱えていると思う。	・事業実施段階等で参考とします。
町の街灯	・秋から冬にかけて、日が短くなると、駅周辺でも、街灯が少なく、街全体が暗く、寂しい。	・事業実施段階等で参考とします。

項目	意見	考え方等
JR	・JR通勤だとJRが止まってしまうと、交通手段がないため不安になる。止まった場合、バスの送迎等考えてもらえると、通勤に安心感が高まる。	・ふれあいバスは札幌市北区あいの里まで運行していることから、JRの代替交通手段として利用できます。 ・今後の公共交通の在り方を検討する上で、参考とします。
飲食店	・仕事が終わってから、仲間と食事をしようと思っても、お店が閉まっている(当別町にはおいしいものが沢山あるのに、時間も合わず、場所もわからず、なかなか食べにいくことができない)。	・飲食店では、原材料や固定費の高騰やコロナ後の利用者回復に至っていないことが想定され売上が伴わず、経費削減のために営業時間の短縮をせざるを得ない状況にあると考えます。 ・商工会と連携し、町民に対して地元飲食店の積極的な利用を呼びかけていきます。
	・若い世代、母目線で言うと、ウーバーや出前館を町内の飲食店が取り入れること。	・事業実施段階等で参考とします。
意見聴取	・転入している子育て世帯に、転入の理由(当別町の良いところ)を聞き、参考としては、いかがでしょうか。	・事業実施段階等で参考とします。
調査結果への意見	・(子育て支援・保育環境整備へ)実際に足を運ぶ若者の率直な意見が反映していると感じる。 ・「困った時にこどもを預けられるサービスの拡充について、困る時はどんな時なのか。今の現状と深掘りが必要と感じる。」	・次回調査時やニーズ把握時に参考とします。
	・ニーズ調査において、「公園等野外の活動場所の充実」が1位になっていることが意外だった。 ・当別に住んでいて、子供を野外で遊ばせる場所には困ったことがなく、自然豊かなので公園ではない場所(家の庭とかでも)でも遊べるネタは色々転がっている。	・各調査の自由意見の記述で「公園遊具の修繕」に関する事項が複数回答あったことから、「公園等野外の活動場所の充実」1位となったと推測します。 ・次回調査時やニーズ把握時に参考とします。
	・商業施設の充実や交通機関の利便性が重要かつ困難な課題だと思う。こうしたニーズにどこまで応えることができるのか、とても難しい問題である。	・意見として承ります。
	・「子育て環境の充実」が複数の子どもを育てることができるかといった意識の影響を与えていると思う。	・意見として承ります。
	・この調査結果から、「理想的なこどもの人数よりも、実際には複数のこどもを持てていない」と解釈することに違和感がある。	・意見として承ります。

項目	意見	考え方等
魅力的で暮らしやすいまちづくり	・札幌のベッタタウンとして、緑を感じながらゆったりとした子育て環境の整った町を目指すべき。 ・冬の除排雪、交通の便が良い、道路や公園の維持管理も大切。	・事業実施段階等で参考とします。
	・安心して子どもと暮らしやすいで考えると「治安が良い」「交通の便が良い」「子育て環境が充実している」。	・事業実施段階等で参考とします。
	・子供たちがここで生まれ育ったことに誇りを持てる町であつたら良いなと思う。	・事業実施段階等で参考とします。
	・教育という側面では、子ども一人ひとりの実態を関係機関が共有しやすいといったメリットが当別町にあると思う。 ・生まれてから義務教育が終了するまでの一貫した支援体制を充実させることが大切であると感じる(特に、発達に関すること)。	・事業実施段階等で参考とします。
	・「当別町は給食に力を入れている」ということも、子育て世代の移住のアピールになる。	・事業実施段階等で参考とします。
	・障がいを持つお子さんが生まれても安心して育てられる町にしたい。 ・こどもが楽しいと思えるイベント(運動、音楽、芸術)がある。 ・こども1人ひとりが活躍できる場がある。	・事業実施段階等で参考とします。

(3)反映できないもの

項目	意見	考え方等
子育て短期支援事業	・子育て短期支援事業のさらなる充実(要件の緩和や利便性の向上等)について検討するべき。	・保護者が病気や出産時、育児疲れ等の際、一時的に家庭で養育することができなくなった時に、宿泊を伴う預かりをする事業です。 ・こどもの保護を適切に行うことができる児童養護施設や養育里親が預かり先となります。これまで利用実績はありませんが、児童の養育を適切に行うために必要な事業と考えます。 ・広報・ホームページ、子育てガイドブックにより周知し、必要な時に利用してもらえる体制を継続して整備します。
医療体制	・産婦人科又は助産院の誘致が個人的には最も優先度が高い課題だと思っている。子育て支援の最初のステップは、「子供を産みやすい環境」を整えることだと思うが、町内の産婦人科・助産院がない現状では町内で子供を産むことすらできない状態になっている。それがまず、そもそもの当別で子育てをする上での大きな障壁になっているのではないかと感じる。	・意見として承ります。
	・緊急対応ができ、各診療科があり入院できる病院が欲しい。児童精神科が欲しい。	・意見として承ります。
調査結果への意見	・17～24歳の時期に”住み続けたい”のイメージを持ってもらうことって実際どうだったかなと思えば、仕事をして収入を得て、自分で家賃、食費、水道光熱費を払って家庭を持つ、なかなかイメージしづらいかなと感じる。	・意見として承ります。
	・17～29歳の若者にとって、高等教育といった学びの場や就職先等に関する考え方が本調査に影響を与えていると思われるため、約半数の若者が肯定的な考え(当別町に今後も住み続けたい49.3%)を持っていることはよい傾向である。	・意見として承ります。
商業施設	・(こども・若者は)札幌市や江別市にあるような商業施設を望んでいるイメージが強い傾向があると思うが、それらを(町に)求めることは難しい。	・意見として承ります。
障がい児(者)の通学補助 <再掲>	・障がいのあるお子さんが町外に通う際に通学する手段をサポートしてほしい。タクシー対応、有償運送の費用を町で負担する、ファミリーサポートを通学で利用する際に町外の学校まで可能にする等。	・ファミリー・サポートセンター事業では、子どもの安全や協力会員の負担等を考慮し、現段階で町外への送迎を実施することは難しいと考えます。

4 パブリックコメントの実施結果

とうべつこども^{ひらり}HIRARI計画(案)について、町ホームページ等で公表し、町民の意見を計画案へ反映させるため、パブリックコメント〈一般・こども向け〉を実施しました。

お寄せいただいた意見とそれらに対する反映状況等は、以下のとおりです。

■意見募集の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集期間 | 令和7年1月11日から2月10日まで |
| (2) 閲覧場所等 | 町ホームページ、役場(1階住民環境部環境生活課窓口)、西当別支所、総合保健福祉センターゆとろ、総合体育館、白樺コミュニティセンター、西当別コミュニティセンター、当別町図書館 |
| (3) 意見の提出方法 | 提出フォーム(町ホームページ)、電子メール、郵送、FAX、閲覧場所に設置した投かん箱 |

■意見募集の結果

- (1) 提出者数、意見数、提出方法

〈一般向け〉

提出者数、意見数	3人、3件
提出方法	提出フォーム、電子メール

〈こども向け〉

提出者数、意見数	87人（内訳：小学4年36人、小学5年21人、小学6年22人、中学1年1人、中学3年1人、高校2年6人）、208件
提出方法	提出フォームのみ

- (2) 意見への対応状況

〈一般向け〉

意見(要約)	町の考え方等
・病児保育は利用したい時に利用ができず、稼働していないと感じる。必要な時に利用できるようにしてもらいたい。 ・小児科もできたため、クリニックと連携した病児保育なども検討して欲しい。	・病児・病後児保育事業については、計画63ページの「第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画 (10)病児・病後児保育事業」に記載しています。 ・病児・病後児の預かりを利用できる子どもについては、一定の基準(病気の回復期にあり比較的症状が落ち着いている等)のもと、ファミリー・サポートセンター事業により対応しています。また、病児・病後児の預かりに対応できる協力会員を把握していますが、利用会員が希望する日程、特に急な依頼に対応できる協力会員がいない場合があります。 ・現在は医療アドバイザーと連携して事業を実施していますが、より子どもの安全に配慮した事業が実施できるよう、小児科・内科との連携を踏まえ、適切な環境整備について検討します。
・提案2件(内容は町ホームページで公表します)	・計画に対する意見ではないため、町の考え方は控えさせていただきます。提案として承り、今度の参考とします。

〈こども向け〉 ※町ホームページで公表します

5 こども大綱「こども施策に関する重要事項」等

本計画は国が定めるこども大綱を勘案して策定することとされています。

このことから、こども大綱の「こども施策に関する重要事項」等のうち、どの重要事項を勘案しているかについて、「第4章 施策の展開」に記載しています。

こども大綱に示されている区分や重要事項は、以下のとおりです。

〔こども施策に関する重要事項〕

区分				重要事項			
1	ライフステージを通して (特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき事項)			①	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等		
				②	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		
				③	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		
				④	こどもの貧困対策		
				⑤	障害児支援・医療的ケア児等への支援		
				⑥	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援		
				⑦	こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組		
2	ライフステージ別 (特定のライフステージで実施すべき事項)	(1)	幼児期まで	①	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保		
				②	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		
		(2)	学童期・思春期	①	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等		
				②	居場所づくり		
				③	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実		
				④	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育		
				⑤	いじめ防止		
				⑥	不登校のこどもへの支援		
				⑦	校則の見直し		
				⑧	体罰や不適切な指導の防止		
		(3)	青年期	⑨	高校中退の予防、中退後の支援		
				①	高等教育の修学支援、高等教育の充実		
				②	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組		
				③	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援		
				④	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実		
3	子育て当事者への支援 (子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるようにするための事項)			①	子育てや教育に関する経済的負担の軽減		
				②	地域子育て支援、家庭教育支援		
				③	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		
				④	ひとり親家庭への支援		

〔こども施策を推進するために必要な事項〕

区分	重要事項
こども・若者 (こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することや社会参画を進めるための事項)	こども・若者の社会参画・意見反映

6 用語解説

本計画で用いた用語の解説については、以下のとおりです。

用 語	内 容
あ行	
ICT	「Information and Communication Technology」の略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、メールやSNS等通信技術を利用した産業やサービス等の総称。
医療的ケア児	たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。
SNS	「Social Networking Service」の略称。インターネットを介して人間関係を構築できる、スマートフォンやパソコン用のWebサービスの総称。
か行	
核家族	夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいずれかの構成の家族。
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)	学校と保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める制度のこと。
義務教育学校	小学校6年間、中学校3年間の9年間の一貫したカリキュラムで運営する学校のこと。また、「一体型義務教育学校」は、前述のカリキュラムを「一つの校舎」で行う学校。
キャリア教育	社会的・職業的に自立し、社会のなかで自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育のこと。
国際理解教育	異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調して生きていく態度やコミュニケーション能力を培うための教育のこと。
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門職が妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行う等、妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援を提供する機関。
子ども家庭総合支援拠点	全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点。
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律(平成18年法律第77号)の一部を改正する法律(いわゆる「認定こども園法」の一部改正法)」「認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。子ども・子育て支援制度の根拠法令となり、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進すること等が定められている。
さ行	
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査・診断・判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、こどもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。

用 語	内 容
児童養護施設	児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つで、保護者がいない、虐待されている等家庭における養育が困難で、保護を必要としているこどもを入所させて養育する施設。
主任児童委員	地域において児童や妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を主に担当し、児童相談所等の関係機関との連絡調整、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員のこと。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
スクールカウンセラー	教育機関において、児童・生徒の様々な相談にアドバイスをしたり、教員や保護者とも連携して問題解決のために働きかけたりする等、心のケアや支援を行う専門職のこと。
スクールソーシャルワーカー	教育機関において、児童・生徒の家庭環境等による問題に対処するため、各関係機関と連携したり、状況によっては教員を支えたりする等、福祉的支援を行う専門職のこと。
は行	
パブリックコメント(意見公募)	行政が何かを定めようとする際に、事前に原案を公表して意見を募ること。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交友等)を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどものこと。
要保護児童	保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。



とうべつこども^{ひ ら り} HIRARI 計画
～こどもの未来のために～

令和 7 年 3 月

発行：当別町福祉部子ども未来課

〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町 32 番地 2

電話：0133-23-3024 FAX：0133-25-5018

当別町ホームページ <https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp>